

平成23年第2回美祢市議会定例会会議録(その3)

平成23年6月14日(火曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	15番	山 本 昌 二
17番	原 田 茂	18番	村 上 健 二
19番	河 村 淳	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	布 施 文 子	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員 1名

14番 田 邊 諄 祐

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之  
 議会事務局 岡 崎 基 代  
 主 査

議会事務局 岩 崎 敏 行  
 主 査

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長 村 田 弘 司  
 総 務 部 長 波 佐 間 敏  
 市民福祉部長 金 子 彰  
 建設経済部長 伊 藤 康 文  
 上下水道事業 久 保 毅  
 局長  
 総務部長 奥 田 源 良  
 財政課長 篠 田 洋 司  
 総合政策  
 課長  
 総務課長  
 財政課長  
 建設課長  
 経済課長

副 市 長 林 繁 美  
 総合政策部長 田 辺 剛  
 病院事業局長 藤 澤 和 昭  
 管理部長  
 総合観光部長 福 田 和 司  
 総務部次長 倉 重 郁 二  
 総務部長 小 田 正 幸  
 税務課長 秋 枝 秀 稔  
 建設課長  
 経済課長

建設経済部  
農林課  
総合政策部長  
商工労働課長  
教育委員  
事務局局長  
會計管理者  
秋芳總合  
支所長  
監査委員  
事務局長  
上下水道事業  
局課長  
市民福祉部  
健康増進課長

西田良平  
松野哲治  
山田悦子  
古屋勝美  
杉本伊佐雄  
西山宏史  
三戸昌子  
原川清史

市民福祉部  
生活環境課長  
教育長  
消防長  
美東總合  
支所長  
代表監査委員  
教育局次長  
事務局長  
上下水道事業  
施設課長

佐々木郁夫  
永富康文  
坂田文和  
藤井勝巳  
三好輝廣  
石田淳司  
矢田部繁範

## 6. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 1 南口彰夫
- 2 安富法明
- 3 高木法生
- 4 三好睦子
- 5 岡山隆

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において竹岡昌治議員、馬屋原眞一議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。南口彰夫議員。

〔南口彰夫君 発言席に着く〕

21番（南口彰夫君） できりゃこっちの席だけど、ちゃんとしちょらんじやったからこっちということなので、あれ、こっち。まあいいか。

それでは、一般質問に入ります。

税金の問題なんです。税金は非常に大切なんです。去る3月議会では、税金の使い道についてたっぷりお話ししました。ところが、きょうは税金の徴収方法についてお尋ねをしたいと思うんです。

そもそも税金とは何なのか。普通、税金というものが体験するのは、昔は二十歳ぐらい、もしくは中学を卒業して働き始めて、初めての給料をもらったときに、なるほど所得税というものがかかってくる。じゃ、市県民税ですね。これ住民税とも呼ぶらしいです。この市県民税という住民税が、いつどこで、何のために払わにゃいけないのかということが、特に若い人たちはわからない人がたくさんおると思うんです。何となくそのうち、働きよったら、給料から市県民税が天引きされている。働いてない、直接事業所のほうに所属してない方々には、直接納付書が送付されるという形で住民税が徴収されている。

ところが、この住民税がそもそも何なのかはみんな、誰もよく知らないんですね。

子どもでも、今頃知っているのが消費税なんです。100円の物を買ったら、105円払わなければならない。この消費税がまた伸びるのではないかと、国民は大変心配していますが、とりあえず、国レベルの話ではなく、市県民税ってこの県が入っちゃうんですよね。市民税っていうだけかなと思うたら、県民税まで市から徴収されると。こういうことで、その徴収方法に大きな疑問を抱くと、分からないという声がたくさんあるんですけど、ところが、税の税金の話をするとなんとなく市役所やお上に楯突くと。昔から税の不満を言うたら、その地域に代官所があって、すぐ引っ張り込んでお代官様からお前は何を言うかと、いかんことを言うかというのを水戸黄門でよく見るんですけど。ですから、税金の話をするとお上に楯を突くということで、普通の市民はなかなか口に出せないし、まして、税を滞納すると。税の滞納ということになれば、それこそ昔の言葉で言えば、非国民だと。税金を滞納するっちゃあ何事かと。まして、市税の滞納ということになれば、市税を納めない者は、この美祢市から直ちに出て行けと。ぐらいのことを言われるのではないかと恐れおののく人が多いわけです。まして、私たち議員と職員の皆さん方は、税金の上に成り立っているんですから。市会議員たる者が税を滞納し、それで督促を受けるといようなものなら直ちに議員を辞職すべきだと私は思っている。心当たりがある方は静かにされちゃったほうがいいと思います。

ということなので、そういう点を踏まえまして、そもそものとりあえず市県民税、住民税というところから入っていただき、なおかつ市税の徴収並びに滞納者への対応の仕方、それからさらに督促、それにまつわる督促手数料、そうしたものの徴収根拠とその手続について御説明願いたいと思います。

とりあえず以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員、きょう1番目の登壇者ということで、税の御質問です。

今、いろいろなことをおっしゃったけど、事務的なこと等が非常に多かったですので、私のほうからは、南口議員が一番最初におっしゃった、税とは何か、何に規定されているかということだけを私からお話をさせていただきます。

まず、皆さん、小中学校でお習いになったからおわかりでしょうけれども、税というのは国民の負っている三大義務の一つであるということです。ですから、もう

憲法で規定をされております。憲法第30条に「国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負う」ということになっております。これに基づきまして、地方自治法の第10条第2項で、今度は義務と権利が明確に規定されています。住民ですね。ですから国民の方は、法律の定めるところによりその属する普通地方公共団体、ですから、この場合では美祢市民であれば美祢市、それから県で言えば山口県です。普通公共団体の役務の提供、ですから公共としてのサービスです。役務の提供を受ける権利を有し　これは権利の規定しています。その負担を分任する義務を負うというふうに規定をされています。ですから、簡単に言えば、公共的なサービスを県、国から受ける権利を県民、市民の方は持つておられるけれども、その権利を受けるためにはいろんな建物とか道路とか橋とか、その他福祉的なサービスもあります。いろんなことにおいてお金が必要になりますから、その経費をそれぞれの県民、市民の方が負う義務を持つておるといことが地方自治法で規定をされております。

私のほうからは、その基本的なことだけを申し上げておきまして、今後ほどおっしゃったこと、いろんなことについては税務課長のほうから回答させたいと思います。

以上でございます。

21番（南口彰夫君）　議長、ちょっと実務的なところに入る前に、憲法30条について述べられたんです。ただ、憲法30条の規定に対する解説を市長はされたんですけど、若干憲法論争をさせていただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君）　南口議員、どうぞ。

21番（南口彰夫君）　それでは、細かい実務に入る前に、憲法第30条というのは納税の義務を規定しているということなんです。ところが、市長が今説明された中で、若干間違いだとは言いません、大それたことです。ただし、共通する認識をきちっと確立しなければ、国民の義務、権利を正確に理解できないと思うんです。なぜ税金を納めなければならないかということは、日本国憲法で規定されている　これは市長の答弁をなぞるようなんですけど、国民の三大義務の一つである、こういうことなんです。そうすると、ほかの二つは何かと言うたら、憲法27条で規定されている勤労、働くことの義務、それからもう一つが教育、普通教育を受けさせる義務、第26条です。

ところが、この勤労と教育に関しては、権利であるとも規定をされている。受け

る権利がある。受ける義務があるが、受けさせる義務もあるし受ける義務があるが、受ける権利がある。働く権利がある。これはもう明らかに、明確に憲法の条の中で。ところが、納税については、納税の義務がある。法律の定めるところによると。それで、今、憲法のところからぼこんと市長は地方自治法、地方自治法というのは、山口県、美祢市や、市や町に関わるところの法律で、税金を伴って何らかの行政のサービスを受ける権利があると。こう言われているんです。ところが、残念ながら、憲法論争の中では、勤労と教育に関しては権利と並行されて表現されているが、しかしながら納税は義務のみの規定となっていることが大きな特徴であり、なお、この法律は義務を定めたものではなく、法律、その他の法律に定めるところにより義務が生ずるという規定になっているんです。ということであるならば、この法律そのものが、義務を定めたものにすぎないという見解もある。これは憲法論争で学者がやりよるところなんです。ですから、憲法が基本的に国家の義務を定めたものであり、また法令によって税を課することができるものであり、憲法によって国民の納税の義務を課す必要があるかどうか、これ真っ二つに分かれているそうです。憲法論争で言えば。

ところが、納税の義務は国民の中で既に定着、消費税も含めて赤ちゃんからお年寄りまで。非課税の人たちはいないわけです。お金を使えば。ところが、既に国民の中、市民の中にも税を納めることについては十分、頭じゃない、体で実感しているので、滞納ということになれば、それこそ何か悪いことを大きくしでかしたと、恥ずかしいということにつながるんですが、先ほど言われた、市長が地方自治法を持ち出して、行政サービスで税を納めることの見返りがきちっと保証されていますよということであるが、憲法上で言う納税の義務ということで、片やそれにまつわる国民の権利ということでは、憲法上では非常に不明確だ。

いろいろ私も実際に、ある、両方の学説をずっと全部拾ってみて、この学説が、じゃそれに基づいて憲法上、納税にかかわる義務ということであるが、じゃそれにさっきのように勤労、働くことの義務と権利、教育を受けることの義務と権利が同じ納税というところであるかないかって調べた範囲では、ありませんでした。その辺では、市長、どうお考えですか。反問権は何ほでも与える。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員、まさか美祢市議会の一般質問で、憲法のことにつ

いて議論を交わすようになるとは思わなかったです。(発言する者あり)いや、今三大義務ということで税のことを聞かれたから、その一つの憲法第30条のことをお話ししたわけです。今言われた26条が教育を受ける義務か、27条が勤労の義務です。それぞれ26条、27条には義務とそれから権利が並立している形で記載があるということです。ただし30条の納税の義務に関しては、義務だけが明記をされておいて、その裏を返したら権利のほうの記載がないということです。

恐らく憲法というのは、憲法論争もいろいろあったでしょう。南口議員は、共産党御出身の議員として、非常にその辺はお詳しい。またよく勉強されておられるでしょう。それに基づいての私に対する質問でしょうが、恐らく納税の義務が一番わかりやすいんです。逆に権利があることが。だから私は規定がないんだろうと思います。

納税された税、国民から等しくというのは、それは所得に応じてまた違いますけれども、それから資産によって違いますけれども、納められた税、義務として。それを例えば総理大臣が一気にすべてポケットに入れるということはありません。ですから、義務を負っておるということは、裏を返せば、憲法をつくった方というのは非常に頭がいいですから、これについては当然のごとくその裏として、行政サービスが存在するということがあるんだろうと私は認識をしております。そして、その細やかなことについては、憲法30条のほうで、言葉はちょっと明確に記憶がありませんけれども、法律に規定をするということがあると思いますけれども、それが先ほど申し上げた地方税は地方自治法の第10条にそのことが明記をされておるということで私は認識をしております。いかがか。

議長(秋山哲朗君) 南口議員。

21番(南口彰夫君) さすが市長、非常にいい答弁をされる。非常にいい答弁をされるんですが、じゃ憲法30条で権利の問題は地方自治法に基づいて、総論から地方自治法は、そこに住む住民もしくはそこに滞在する人々に快適で良好な生活環境を与えるということで、ごみの収集から水道から道路含めて、細かく地方自治体のというか、美祢市が市民にサービスしなければなりませんよと、こういうことが謳われておるんです。

そこで、同じような学者が議論しているんですけど、そういうことで憲法30条を解釈し、地方自治法で住民を保護するということ、ある面、国もそれを消費税

の引き上げやいろんな意味での税の仕組みをする際に用いると、手法として。

ところが、その手法を特に2000年に入って、小泉首相と竹中平蔵さんといわれる方がおられたんですが、その人たちが、それを積極的に強調しながら、逆の面、先日もなんかちょっと出たんじゃないかと思うんですけど、市町村合併をどんどんどんどん強行にやってきとる。それで、地方自治法をどんどんどんどん逆の意味じゃ狭めていって、合併イコールどこの市長もどこの 当時の助役さんも、合併は国が推進するから、山口県も積極的にやってきたと。結局何ちゅうことはない。合併イコール行政のリストラだということがようわかった。美祢市で言やあ、3人おった首長が1人になった。助役もなくなる。収入役も廃止される。それから、議員は全部足したら何ぼおったかしらんけど、40か50かおったのが、もう少なくとも来年は19になる。職員もどんどんどんどん減っていく。

そりゃ、当然世の中の流れが、税金がどんどんどんどん国の経済も含めて税金が少のうなっとるし、美祢市の税金も、それこそ3割に満たない、2割に近いものしか入らない。そういう中で、嫌でも合併を進めざるを得ない。ところが、税そのものが、特に市県民税、税を納めるということで、積極的に国はいろんな形で国民から県民・市民から税金を取る仕組みを一生懸命考えるわけです。それで、その唯一のアリバイと逃げ道に地方自治法できちっと住民は保護されておるじゃないかと言いながら、片や道州制、がばっともう日本の国八つぐらいに分けたら、県知事も県会議員もいっぱいおらんようになる。

それから、山口県も合併を推進するときに、当時県がやったのは、八つに分けるか、六つにするか。それで、とりあえず宇部市と小野田、山陽、美祢市、秋芳町、美東町、勝手にぐるっと絵をかいた。それで八つに分けてるんです。この八つに分けている中に美東町を入れるか入れんかどうのこうのって県で議論されるのを、私傍聴したことがあるんです。何で美東町だけかったら、厚狭教育管内とかいう制度かなんかあるらしいです。それが美東町だけちょっとあっち、きのう電話番号の話をしよった、美東町だけどこかあっちに入っている。入れたら何かややこしいから、ほんなら除いてという議論もあつたんです。

そこで、市長にもう一回お尋ねしたいんですが、国のそうした進めてきたやり方の中に、市長が言われるように、国の中でも税を、市県民税を国民から取るのに、住民に権利というところでは、地方自治法でそうした快適な住環境を受ける権利が



あるということを、こちらで定めておるからいいじゃないかという議論は確かなんです。ところが、こっちで片やそれを言いながら、合併をどんどん進めていって、行政のリストラをやって、地域の住民代表の議員も少なくなるし、それから市民に目いっぱい奉仕したいと、朝から晩まで、寝る間も惜しんで励んでいる職員も少なくさせると。こういう合併のリストラが山口県もなされてきて、この美祢市もそれののっかってやっちょるわけです。そうした点からいくなれば、憲法30条の解釈と地方自治法の解釈の中で、合併の推進というのは、結局ほんなら国の施策として誤っているのではないかということは、あなたの口から言えますかどうですか。反問権与えておるから。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 非常に面白いお話というか、視点からの御質問だったと思います。私は、よく市町村合併を考えると、風呂に例えるんです。美祢市で言えば、旧美祢市は この美祢市は、前は美祢市、旧美祢市に旧美東町、旧秋芳町でした。風呂が三つあった。家として考えれば、それぞれに風呂に入っておられる。それを一つの家にしてしまうと風呂が一つになるんで、1回焚けばそれぞれ3軒に住んでおられた方が一遍のふろで済む。それで風呂をわかす料金が少なくなる。コストが。それで経費が削減さるといふことがあります。

ただし、それぞれの3軒の家というのはずっと昔からの故事来歴があって、家のあり方があったので、例えばAという家は非常にぬるい風呂が好きかもしれない。Cという家は熱い風呂が好きかもしれない。それになれ親しんできた。ところが、一つになってしまうと、今はどういう程度にするかといふことがあります。これサービスの面です。ということが起こります。

国がなぜ市町村合併を推進してきたかといふと、大きな視点で考えれば、国の立場ですよ。賢い方がたくさんいらっしたんでしょ。進めた方々が。その視点で言えば、今少子高齢化が進んでおるといふことで、勤労、ですから働いて税を分担をされる方、分任をされる方の数がこれからどんどん減ってくる可能性が大きい。そのときに、このまま小さい地方自治体を存続させていくと、そのサービスを支えるほどの税の収入があり得なくなっていくということまで見越してやられたかどうかはわからんけれども、私だったらそう考えます。推進する立場だったらですよ。その結果、今、地方自治体が半分になりました。この合併新法上。

ここで何が起こったかという、先ほどの風呂の話に戻るけれども、きめ細やかな行政サービス、ですから、税そのものは今人口も減っているし、若い人が減りますから高くなっているんです。そして、市町村合併が進んでいって、その御努力を皆市民、町民の方が担って、嫌だったかもしれないし、やったほうがいいと思われた方がいらっしまったかもしれないけれども、結果として市町村合併がこんなに進みました。そして、そうなった結果、税金は高くなってきている。そして、それに応じてサービスが上がったかという、決して上がってないだろうというふうな思いがあっておられると思います。

ですから、この市町村合併というのは非常に難しい問題があると思います。私も結果として、この合併をした市の初代市長として、合併がなった後に引き受けましたので、これから地方交付税は、かつての3団体、3地方自治体がもらっておった地方交付税が7年間で満額が終わるんです。それからどんどんどんどん少なくなります。今回の震災もありましたから少なくなります。この美祢市にたった2割しかないこの美祢市民税で、この美祢市のサービスを100%維持できません。ですから、その地方交付税で集めて、一番豊かである東京、大阪等の若い人たちを地方が作り出して送っていますから、人材を。この方々が本社も皆東京、大阪にありますので法人税も入ります。そのお金を分散してもらわないと、地方はとてもやっていけないし、そして地方はこの国土を守っているという大きな役割がありますので、そのこともやっていかなくちゃならない。

話は戻りますよ。じゃ、市長は、この市町村合併はどうかということを行いましたね。極論を言いましょうか。国のコストだけの考え方でいきますと、道州制のことをおっしゃったけど、中間自治体が要るかどうかということがあります。国があって基礎自治体足る市なり町なり、大きくしますよ。例えば、山口県を一つの市としてしまいますよね。そうすると、中間自治体である道なり州は必要かどうかというまず議論が必要だろうと思います。国からすぐ市、山口市なら山口市としましょ。直轄で。そうすると、中間である地方自治体、これかなりのコストがかかっていますから、これが必要かどうかという議論になってきます。そして、まず、さらに進んでいくとですよ、基礎自治体が要るかどうかという議論になります。国が直轄して、国の役人を皆地方にばらまいて、そしてやるから地方自治体なんか要らないということを出すかもしれません。

しかし、今回よくわかったことは、私は、この東日本大震災で地方自治体が負っている役割の大きさ、そしてその地域に住んでおられる住民の方々が、地方自治体に寄せる信頼、日ごろは文句を言っておられても、いざとなったときには地方自治体がほんとに全力を振るわないと、その地域は復興できないし、守れないということもはっきりわかりました。私もその気持ちは今回ほんとに強くなりました。ですから、少なくともこれ以上、どんどん経済的論理だけで合併を進めていくということにはどうかなということを思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） それでは、もう一度おさらいをいたします。

なぜ国民や市民は税を納めなければならないかということでは、まず最初、市長のほうでは、憲法第30条で納税の義務を定められているということでございました。私が、市長も言われたのは、三大義務がある。しかしながら、ほかの二つの義務は、働くことの義務は、もう最近、例えば高校を卒業して、大工さんがいいからといって大きな工務店に入った。やりよったら、いや、家をつくるのもおもしろいと思うたが、3ヶ月たって、いややっぱりフランス料理屋の料理をつくるほうがええだいたいと思うて、3ヶ月後、どこかのフランス料理屋に行って、働かさせてくださいというて断られることはないんです。そこは、3ヶ月たったらまたいく。

それで、フランス料理もええけどラーメン屋もええなあと思うて、今度は中華そば、ラーメン屋に。だから、働くことの権利は、少なくとも自由と権利が広がり過ぎて、フリーターとか派遣とかいろんな問題が出てきますが、確かに勤労する義務と権利はますます保証されてきている。

それからもう一つは教育の問題、教育はいかに私の人生、ちょっと振り返って40年前ぐらいあたりを振り返ってみても、40年か45年か50年か、小学校からずっと中学校に上がって、高校に入った記憶はあるんですけども、出た記憶はないけどね。教育がいかに自由になってきているかというのは、それは、この歴史の流れの中で、それこそ今ごろは先生を選ぶ権利が子供にあるまで議論されるようになったです。学校を選ぶ権利じゃないんですよ。先生を選ぶ権利が子供にあるんだということがまことしやかにテレビで放映されるように、教育の受ける義務はおるか、その受ける権利が享受されてくる時代になってきちよる。

ところが、残念ながら、市長が幾らいろいろ説明されても、結果的には納税の義務とこの40年間を見ても、税を納めることと国民健康保険税、料であろうが税、それらも含めて、水道料金からいろんな形で税を納めるが、これがより快適下水道がついて、ウォシュレットがついて、快適になったじゃないかというのがありますけど、この下水道の普及率を見たら、美祢市全体から見ればわずかなんです。じゃから、受けられるところと受けられないの格差もついてきている。そういった意味での税金による還元が、じゃどうなっているかと言えば、バブルがはじけるまでは、ある程度の高度経済成長の中で何となく豊かになってきた。ところが、何となく豊かさの中にいろんな過労死や働き過ぎとか、最近、私もこの辺時々うつ病とか含めて、新しい病気がいっぱい出てくるような環境の中で、強いて言えば、この美祢の市立病院もそうなんですけど、オープンした当時のお医者さんや医療器具、専門スタッフを見ても、ますます逆にならざるを得ない納める税金は高くなるが、受ける住民サービスはやっぱり低下とは言いません。よりよい医療を目指してスタッフは頑張っていますから。質が違ってきているんです。その質は病院の診療の数とお医者さんのおられる人数と比べると、なかなか実は見えにくいんです。減ったところだけ見えやすいんです。そういう問題が生じてきているので、ただ単に納税の義務というだけで憲法第30条を持ち出しただけじゃ、小学生から含めて消費税をいろいろ払う。それから働き始めたら所得税が引かれる。それから、市県民税はいつから取られているのかわからんけど、市県民税もいつの間にやら給料からがばっと引かれるということでは、今後もう少し税金を納めることの大切さ、税金を納めるというのは非常に大切なんです。しかし、これを納得して納める。これはすばらしいものになると思うんです。義務で払わにゃいかん。しかし、私が納めている税金が、この美祢市の道路をよくしたり、病院がよりすばらしくなったり、学校の先生を含めて楽しい学校生活を送れるとか、この税金がこのまちを支え、日本の国を支えているんだと、この喜びが感じられるようになって初めて納税者としての誇りを持つことができるだろうと。

私はそういう美祢市を目指すべき納税のあり方を今後議論していきたいと思いますので、あとは残り時間があれば引き続き市長とやりたいんですが、ちいと細々としたことがつかえていますので、担当課長のほうにお願いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） それでは、市民税のことについて説明したいと思います。

市民税のうち、個人の市民税は均等割と所得割から構成されており、税率は、均等割が3,000円、所得割が100分の6となっております。大まかな賦課から徴収の流れを説明しますと、個人の市民税は各年の1月1日において美祢市に住所を有する方々が対象となり、前年の所得や所得控除等がわかる給与支払い報告書、年金支払い報告書、市や税務署に提出されました申告書を入手し、これらの課税資料により賦課決定が行われているところでございます。

この中で、給与所得者（サラリーマンなど）は原則として毎月の給与から税金を天引きする特別徴収を行う一方、それ以外、自営業者の方々につきましては、直接納付していただく普通徴収によることとしており、納税通知書が送付されたことにより税額が確定することになります。

なお、個人の県民税につきましては、地方税法第41条及び市税条例第38条第2項の規定により、個人の市民税に合わせて賦課し、徴収することとなっております。

以上でございます。（「全部やって、もう」と呼ぶ者あり）

議長（秋山哲朗君） 小田課長。

総務部税務課長（小田正幸君） それでは、市税の徴収方法と滞納者への対応についての質問にお答えいたします。

初めに、徴収方法でございますが、個人の市民税を例にとりますと、普通徴収につきましては納期が6月、8月、10月及び1月末の4期に分かれており、金融機関における納付書により納付によるもののほか、毎納期末日に口座引き落としによる納付も行われているところでございます。

一方、特別徴収による納付は、特別徴収義務者が月割額を毎月給与の支払いをする際徴収し、翌月10日までに市へ納入していただくこととなっております。

また、各納期までに納税が行われなかった方、いわゆる滞納者につきましては、税の公平性の確保の面から、納税相談を行うとともに、文書による督促、催告、臨戸訪問等を繰り返しながら、納税の理解を得るように努めておるところでございます。

しかしながら、理解が得られない滞納者に対しましては、財産調査を行い、預金、

給料、生命保険の解約返戻金を含む支払い請求権の差し押さえを行っているところ  
であります。

次に、督促手数料とその手数料の徴収根拠とその手続についての御質問にお答え  
いたします。

督促手数料とは、地方税法第329条第1項の規定により、納税者が納期限まで  
に地方公共団体の徴収金を完納されない場合、納期限後20日以内に督促状を発し  
なければならないとされ、その督促状を発送する際には、同法330条第1項の規  
定により、条例の定めるところにより手数料を徴収できるとされています。そ  
の手数料の徴収根拠とその手続についてであります。市税条例第21条の規定に  
より、督促状を発送した際には、督促状1通につき100円徴収しなければならない  
とされています。手続につきましては、納付書、督促状を金融機関の窓口等に持  
参され、納付書の税額に督促手数料100円を合わせて納付していただくことにな  
ります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ちょっと議論を進める前に、議長に要望があります。

大変よくわかりました。そうすると、せっかくありますので、わかりやすくいき  
たいと思うんです。

納付書というのは、納付通知書というのはこのようなものなんです。市民で見ら  
れた方はおるし、見ん方はずっと見ん人もいる。この納付通知書の中に 市長持  
っちゃう。納付書、見んでもわかる。さすがじゃね。ここにある。納付通知書の中  
に、いや、私何を聞きたいかと言うたら、だから国民の義務だ。それはいいんです。  
国民の義務で、あなたには少なくとも市県民税をちゃんと計算したらこうなります  
よと。納得しても、だからさっき言ったように、税金を納めたってどうせ勤務中に  
コーヒー飲んだりなんんだりしよるのが、あれは何で使われているかわからんて、平  
成3年のときに私が議員になって市役所をうろうろしよったら、市民課の窓口でや  
あやあやあやあ言う人がおって、「何言いよんか」って言うたわけ。そんなら「い  
いや、ここのものはみんな税金の無駄遣いだ。見てみい」、「見てみいって何か」  
と言うたら、「あれはお茶やらコーヒー飲んでる。あれは税金で飲まれてたまるか。  
じゃからおれ文句言いよる」ちゅうから、おれそのときにわからんやった。「それ

はそれいな」と言うた。「じゃけど、ここではにぎやかなばっかしやから、どうしてもありゃあって言うて3階に上がっておいで」ちゅうて2時間ほど聞いた。最後に「あんた何者か」って言うけえ、「一応私もなりたてじゃけど美祢市の市議員だけど」、「おまえ税金泥棒じゃないか」もうどこの何町の誰って今でもしっかり覚えている。亡くなられたけど。お孫さんがどこかで活躍しよるみたいなけど。後で聞いてみりゃ有名な人じゃったろう。

ところが、それが終わって夕方帰りがけにそこのところを通ったら、ちょっと三、四人から呼びつけられて、「ここで飲みよるお茶やコーヒーは、みんな職員がきちんと割り勘で払って飲みよるもんであって、さっき何となく聞いちゃったら、議員さんまでが税金で飲みよるような誤解を与えてから」って怒られたんよ。こっちのほうかひどかった、怒り方が。さっきのおじさんはなだめたらおとなしゅう帰ったけど、こっちはもう許さんという感じで、あのときの女性の顔の三、四人は今も忘れられん。発頭になって怒ってきた人が誰かも今も覚えている。

それくらいに、税金の使い方と併せてこの税金を納付するということになれば、この納付書でどう市民に理解、協力が得られる仕組みになっているかという点じゃ、今の質問の答弁からいくと、実務的なことはきちんと報告されたんですが、こういう納付書に関する説明、それから一人ひとりということになれば恐らくこれだろうと思うんです。市民税・県民税税額納税決定通知書、手続的には所得割、均等割とか、何とか割ということで割った数字がここに出てきて、数字が出てきて、最後にこれをぽんと送ると。この中に、課長、例えば私なんか窓口で、銀行で払ったこと、長いこと、この20年間みんな、ここでいただいたもの、美祢市から議員の歳費は全部美祢農協のほうにぽんと振り込まれて、美祢農協さんのほうからみんな支払われるんですけど、それとこれはセットになっちゃってわかるようになってるんですか。はい、どうぞ。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 口座振替は申請として、普通徴収で口座振替の届け出を金融機関に出していただければ、口座から引き落とされるようになります。

21番（南口彰夫君） その通知はあるんかね。これか。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 口座振替の申請書というのは別にあって……。

21番(南口彰夫君) いやいや違う違う。口座振替に納税そのものは……。

議長(秋山哲朗君) 南口議員、ちょっと手を挙げて。

21番(南口彰夫君) ごめんごめん。一問一答じゃけえつい。これ口座振替するものは納付書が来るんかね。

総務部税務課長(小田正幸君) 通知書だけが行きます。

21番(南口彰夫君) 通知書が行くだけ。それで口座振替は口座振替じゃけえ何か書いてあるんですね。そうすると、余り日ごろ全部軽自動車税も含めて、バイクから何か関わるものは全部口座引き落としするものは、一々細かいところを見んこともあり得るわけです。

そこで気になるのは、結局これをぼんと通知したと。これで大体100%相手に認識されたということになるんですか。

議長(秋山哲朗君) 小田税務課長。

総務部税務課長(小田正幸君) 通知書等につきましては、普通郵便で送付されており、それが市役所の税務課のほうに返戻してない限りは、送達したものとみなして処理いたしております。

議長(秋山哲朗君) 南口議員、先ほど資料の請求があったやつをちょっと先に配ってください。それと、南口議員、時間がもうちょっとありますけれども、もう質問……。

21番(南口彰夫君) いやいや時間が来たら言うて。ぴたっとやめる。

議長(秋山哲朗君) いやいや、多少はいいんですけれども、まだ項目が残っていますので。

21番(南口彰夫君) いいえ、それはルールが優先ですから、議会の。あのね、議会改革条例もできたことやし、そのルールをきちっとせんにゃあ、何のために議会が、みんなで一生懸命やりよるかわからんので。私は、二十歳まではルールをやぶって来たんですけど、(発言する者あり)あのね、今、お手元に配付するのは、課長がふと触れた普通郵便でお知らせしていますと。普通郵便でお知らせしたものが、じゃ相手に100%正確に届いたことになるのかということをお一生懸命、郵政省はもう解体されてなくなっています。郵政省が解体されてなくなっちゃうんですが、郵便法という法律そのものは一部改正されて生きているそうです。それで、当時の郵政省の定めた郵便法、これが分割民営化されているために、会社という表



現に変わっているんですけど、第42条に「誤配達郵便の処理について」ということで、「郵便物の誤配達を受けたものは、その郵便物にその旨の表示して、郵便差し出し箱に差し入れ、またはその旨を会社に通知しなければならない」云々かんぬんでいっぱい書かれている。その中に、第55条 途中いっぱいあるんですけど、第55条は、特定の場合の損害賠償の請求権と。請求者ということで、郵便物に損害賠償の請求することができるものは、その差出人またはその承諾を得た受取人とするということで、強いて言えば、一言で言えば、郵便の誤配達というものを法律の中で定めなければならないほど、たくさん誤った、一番身近は、ちょっと隣の家に入れ間違えた。それで、地番を読み間違えてとか、名字を見て、「ああ、あれはあそこじゃろう」とか思い込みで、さらにはひところだいぶ事件になったです。あちこちで分割民営化になったときに、正規職員の 正規職員は国家公務員ですから。ところが、民間委託になったときにアルバイト等がふえて、郵便袋ごとぼんと川に投げ捨てて、家に帰って寝ちよったという事件がたくさんあったんです。ところが、その後もそうしたものは郵便法をつくった段階 これは昭和二十何年なんです。郵便法をつくった段階で、既に誤配達郵便物の処理についてという法律をつくっているんです。これを公式に1年間どの程度の誤配達があるかという統計は、これまで何十年間国会でもいろいろ国会議員が質問していますが、それは公式には絶対発表していないということもわかりました。

しかし、条例、法律で定めるぐらいですから、当然誤って、先ほど言われたように、普通郵便をもって請求をしていると。ところが、その後、あなたが説明されたように、20日以内に納付がなければ督促手数料100円を追徴して請求している。そうすると、さらにそれが、だから1発目はこれが届いて、2発目は督促状というこういう裏表のはがきで、個人名はプライバシーでピーとはいだらわかるようにと。手数料含めて出されるんですけど、もし1番目のさっきの納付書が誤配達される。さらに督促手数料も誤配達される。その後には追徴課税で14.5%、罰則ばかり山ほどある。しかも、相手にきちんと届いたかどうかの確認手段は、少なくともルール上、今のところはないんです。そうすると、受け取った側は、もう例えば納付書が正確に届いてなかった場合は督促状で100円ついて、あなたは税の滞納者というレッテルを張られるわけ。銀行で住宅ローンでも、滞納したら厳しい罰則なんです。下手を二、三回繰り返したら、もう車のローンも地元の大手の銀行なんか

だと借りられんようになるんです。そういう督促という形で追徴金、税の滞納者と。

ところが、それを市民が納得できるように、納税の義務を含めて自覚できるように、あなたは幾らです。こうこうこういうことでという郵便物が普通郵便で出された場合、郵便法でも誤配達ということが定められているんです。そうすると、やっぱりいろんな問題を市民は疑問に抱くし、行政が税を徴収することが一番担当課で嫌なところなんです。お金をばらまくところが役所で一番ええところ。ところが、税を滞納したものを取り立てるといのは、一番大変な仕事だろうと思う。職員からすれば一番行きたくないところ。夜遅う、「あんたは税金滞納しちよるから給料を差し押さえるよ」とか、「毎月5,000円か1万円分割して払わにゃ」とか、「市民の義務でしょうがね」って怒らにゃいかん。

ところが、実務的なもし不十分さが残っちゃうんじやったら、これを今後どうされるんかなという、そのままいってもいいけど、そのうち、税金に不満の人がたくさん増えるか、外国の例を出すわけにいかんが、もうちょっと弾圧をもっと強めて、不平不満が出んようにきちっと対応するんか。どっちのやり方でもいいですから、何となくわかれば一言で答えてもらいたい。私はさっさと帰る。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 先ほど申しましたように、現在普通郵便で納税通知書等を送付しておりまして、これが市役所の税務課のほうに、あて先がないとか住所が違ふとかいうことで返戻されない限りは、地方税法の第20条第4項の規定により、その方に届いたという推定されるということで今処理しておりますので、今後においてもそういった処理になるかと思えます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ということで、法律はそうなっているんです。今言われるように。法律がそうなっている以上は、課長はその法律をきちっと守って職務に専念せにゃいけんのです。地方公務員法はそう定められている。

ところが、国の法律で、郵便法では、誤配達が起きた場合はどう対処せえよという法律もあるんです。よくわかったです。

もう一個あるけど、これはもう一個は、これはまた長いんじゃ。じゃから、ぜひこの長いのはもっとこう議場がいっぱいになって、俺も聞きたいと、こういう迫力が出たときに、もう一度取り上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上。

.....  
議長（秋山哲朗君） この際、暫時、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時56分休憩

.....  
午前11時10分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。安富法明議員。

〔安富法明君 発言席に着く〕

22番（安富法明君） 政和会の安富法明でございます。質問に先立ちまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

実は、私ごとで恐縮なんですけど、家内が福島の出です。福島県の大熊町。ちょうど原発から3キロ圏内に実はおります。親はもう既に他界してはいないんですが、兄弟はかなりまとまってそこに住んでおりました。皆さん御承知のように、ああいうふうな形で、結果的に津波の被害はなかったんですが、着のみ着のままでそれぞれ避難をしております。この間、3月11日の震災とともに、美祿市におかれましては、市長さん始め、まず消防隊、救助隊ですか の派遣をしていただきましたし、それからまた看護師さんの派遣、あるいはまた一般の事務職の方の派遣等、大変御支援をいただきました。さらには、市民の皆さん始め、もちろん市長さん始め行政の関係の皆様方、また議会の方もそうなんですけど、多額の義援金をいただきました。報道によれば、市長さんも言われましたが、もう3,000万を超え、また社協のほうも300万を超えるような支援金を、義援金を頂戴をしているような状況にあります。この席をかりまして、関係者の一人として厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、質問に移らせていただきます。

大きく3点について通告をしているわけですが、基本的に、農業の問題につきましては、この中山間地の美祿市において、全国にも似たような地域がたくさんあると思われるわけですが、高齢化が進み、後継者もなかなか難しい、見つからないというふうな状況の中で、地域農業の将来というのが非常に危うい。その場合に、市として市内全域の生活環境を含めて、環境がどうなるだろうか。そこに私たちが住

めるだろうかというふうな観点からお伺いをいたします。

まず、農業振興、農地の保全と環境についてというふうに通告をしておりますが、市内の農家では、田植えもほぼ終わり、一息ついた状況だと思っておりますが、私の地域では、農作業をされている人はほとんど70歳前後、若い人はそのお手伝い。ほとんど見かけません。高齢で耕作できない方の田を農業委員さんとか元農業委員さん、こういう方がいろいろ心配をされておるんですが、結果として受け手がないということで、非常に無理をして耕作をされておるような状況が実情です。1人か、奥さんを入れて2人で耕作をすることで、やはり10ヘクタール程度が限界じゃないか。それ以上耕作されている方もあるんですが、なかなか管理が行き渡らなくて、なかなかいいことにならない。また、収穫時の品質も低下をしていくというふうな状況にあるというふうに思います。

農業を支える人の年齢は、大体70代、60代は若手のような状況があります。これは全国的に見ても、農業センサスで出ている数字がそういうふうに示しております。10年と待たずに、5年もすればもう大体片がつくというか、それぐらいの厳しい状況に現実にはあるというふうに思っております。

美祢市の美田が、あるいは多額の事業費をかけて圃場整備をしたような田んぼが原野のような状況、あるいはまたセイタカアワダチソウ畑の状況になるというのは、もう時間の問題のような気がしております。優良農地と言いますか、今も言いましたように、最低でも圃場整備をしたような優良田と言いますか、そういったところを重点に保全をして、私たちが住める環境と言いますか、子供たちが、私いつも思うんですが、セイタカアワダチソウ街道を学校に通って、情緒、心が育つかということ、私はそうは思いません。市長さんも、於福から出勤されるわけですが、車の中から見える風景が、もし仮にそういうふうな状況であったとして、決して農業振興なり地域の産業振興ということに関してどういうふうにお考えなのか、力が及ばないことを痛感されるんじゃないかなというふうなことを思うわけです。

で、そうなるじゃなくて、そうならないようにお伺いをしたいわけですが、市では新年度予算で集落営農加速化推進事業、事業費は58万6,000円とされております。そのどのようなことを計画されているのか、市内全域に集落営農が実現できるというふうに考えておられるのか。また、組織化には必ずリーダーが必要となります。どのように育成をされようとしておられるのかお伺いをいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 安富議員、ほんとに今の農業が置かれておる現状というのは非常に厳しいというのを、ほんとにひしひしと感じておりますし、市のトップとして、どうにかしなくちゃいけないという思いもほんとに持っております。そうした中で、只今のリーダーにかかわること、御質問にお答えをいたしたいと思えます。

この日本の農業というのは、古来、家族経営と言いますか、これに支えられてきたということは、安富議員も農業をしておられるのでよく御承知だろうと思えます。現実的に、この広い日本の耕地は、もう家族経営で支えられてきたといっても過言でないというふうに思っております。ただ、その家族経営を担っていただいたその家族そのものが、若い方、後継者がいないという現状に立ち至っている。これは美祿市だけの問題ではない。全国津々浦々、ほぼ同じ状況になっておるといってもわかっています。

ですから、個人経営にかかわるものをどうにか育成をしますと言いますか、やっていなくちゃいけないということで、今、御質問の中にありましたけれども、集落営農、これが家族にかかわる、ですから家族単位の農業経営そのものが疲弊化をしておりますので、その家族の、もっと大きな家族的な位置づけということで、集落営農に方向づけをせざるを得ないということがございます。ですから、今の考え方でいきますと、国、県、合わせて市もですけども、市町村です。この集落営農を全国的に今、展開をしようとしておるものでございます。

技術的に、農業者御自身につきましては、資本、人材、それから情報力等、非常に多くのノウハウを蓄積をしておられるということがあります。そういうことを踏まえた上で、いろんな試行錯誤と経験を積んでいただいて、集落営農を柔軟に進化をさせて、効率的な農業生産、それから地域再生、活性化、セーフティーネットの構築など、大きな可能性があるんじゃないかというふうに思っています。

さらには、この集落営農を現在の大きな流れとすれば、法人化をしていくということがあろうかというふうに思っております。これによりまして、さまざまなメリットが受けられるということもありますし、この基盤をつくっていくということで、将来的な展望が開けるということがありますので、後継者も新たに農業経営の中に入っただけじゃないかという期待も持っている思いであります。

そうした中で、やはり今リーダーということをおっしゃいました。このリーダー

の育成というのは、今の農業だけにかかわらず、集落営農をしようとする、その地区地区の冠婚葬祭を含めた集落機能そのものにも及んでくる話です。ですから、昨日の一般質問にもお答えをいたしましたけれども、ふるさと応援未来創造交付金事業、これをもってどうにかその地区地区のリーダーが育成できないかということもあります。そういうことで新たな取り組みも、私は市として開始をしたところがあります。

今後もしろんな試行錯誤を繰り返さないといけないと思っています。御承知のように、国の農政そのものが、よく猫の目農政というんですが、ころころ変わってきますんで、どうにかその辺を見極めて、しっかりした柱が、恐らく国自体もどうすればいいかわからないんで、あれほど農政の根本的な考え方が変わってくるんだろーと思いますけれども、国、県とも協力をしながら、どうにか美祢市の農業が、今5年後、10年後という言葉が使われたけれども、どうしようもなくなってしまおうという状況に至らないように努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

今の御質問に対しては以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 市長が言われました後の支援策についても同じことが言えるんですが、基本的に、昨日もいろいろ太陽光発電等の質問も出ておりました。要は、市長が言わんとされる先立つものです。財源の問題あるいは一地方自治体として多額の財源を注ぎ込んでやれるような状況にもないし、やりたくてもできないというふうなのは、一つの流れの中で同じような共通点を持っているというふうに思うんです。そのときに、やはり国策として、国がどういうふうな、農業をどうするのかということだろーと思うんです。どういう位置づけをしてどうするんだと。ですから、3月議会だったでしょうか、市長が確か戸別所得補償方式のことについて触れられた中に、この戸別所得補償方式で各戸農家を支援するんだということで、米価がぼんと下がってもとに戻らんだったということです。ですから、政策的に十分に検討されずにばらまくというちょっと語弊があるかもしれませんが、そういうことをやってしまうと、今、市場価格に生産者価格が委ねられておりますから、足元を見られてすぐそういうふうな状況になってしまうということはあるかというふうに思います。

具体的に私も農地を守るとか地域を守るといのはあんまり好きじゃありません、こういう言い方は。もっと積極的に取り組んだ結果として、活性化が図られるべきだというふうには思うんですが、なかなか今の状況はそういうふうな状況にはありません。農地を守り環境を守る時代にもなってしまったんだなというふうに思っております。

そこで、結局集落営農あるいは営農組合等をつくって、互助組織的な組織で守っていくということだろうというふうに思うわけです。リーダーの育成についても、手探り状態でも一步一步どねえかしようということなんですが、結果的には、先ほど言いましたように、10年と私はもたないだろうなというふうに思っています。

市長に、新聞の切り抜きを読んでもらっておいってくださいと言って渡しておいたんですが、見ていただけましたでしょうか。これは広島神石高原町というところの切り抜きと職員の地域貢献応援というふうな山口新聞の3月ごろの記事なんですが、要するに難民を農業の担い手にするんだということです。神石高原町というのは、調べてみますと町ですから小さいんですけども、人口は1万人ぐらい、1万956人、1万1,000人ぐらいですか。4,200世帯ぐらい。面積が381キロですから広いです。高齢化率がちなみに42.35、美祿市より。

で、ミャンマーの、タイから難民を、これは即永久にということじゃないみたいなんですが、試行錯誤をしながらでも一時的に入れて、将来的には定住化ということだろうと思うんです。要するに、その町の政治家の危機感だろうと思うんです。そういうことをしてでも、対策を講じないと我が町の農業が維持できないということだろうというふうに思いますし、あと職員の地域貢献ということですが、これは市長がいろいろ連携されて、職員の皆さん方に有給の範囲の中で、地域貢献どうしただけかというふうなことをしようと。だから、福祉の問題とか高齢化が進む中で、有給休暇で地域にどれだけ貢献していけるかというふうなことを探ろうというんでしょうけれども、職員の皆さんにとっては賛否両論がある。そんなことを言ってもらっちゃ困るというのもあるかもしれませんが、私がもし仮にこれに思うんだったら農業です。職員の皆さん、市長は田んぼをお持ちでないというふうにお聞きをしているんですが、なかなか実際にやってみられないとこの窮状と言いますか、現状を理解することはなかなかできないだろうというふうにも思います。

そこで、例えば市長がどこか田んぼを1枚ぐらい借りて、道路のへりで市長の田

んぼ、市長田とかって、田植えなんかして、やっぱり農業問題を考えるんじゃないというぐらいな、難民の受け入れというのは、それぐらいなやっぱりインパクトがあるようにも思うわけです。

提案と言いますか、職員の中で農業をやっておられる方がどれぐらいおられるのか。あるいはまた自分の家の田を人に預けておられる方がどれぐらいおられるんだろう。要するに、職員の地域に対する、要するに今の危機的な状況の中での今の新聞の切り抜きじゃないですが、農業面に対する貢献度というものは、どういう認識をされているんだろう。こういうふうなことを思います。

さらに、例えば高齢化の時代、要するに若い者がいないわけです。職がないから出ていく。残っておるのは、やっぱり地元である程度きちんとした職を得ることができた人。ですから、まず1番と思うのは市の職員なんです。次が農協の職員の皆さん、その次が地域のしっかりした大手の、ここで言えば興産とかそういったところでしょうか。住友さんとかマテリアルズとかそういったところでしょうか。そういったところに運よく就職ができたような人が残っておる、生活が。こういうふうになります。要するにおらんわけです、ほかに。

そうだとしたら、こういうふうな状況の中で何を考えるかということなんですけれども、いろいろ農機具とかなんとかの条件があるわけですが、休日には隣の家が、もう高齢化で田んぼつくれん。たら、役場の職員、へたらわしがつくろうというぐらいな気持ちになっていただかんと、恐らく美祿市の美しい環境が守れんのだろうというふうに思うんです。

もちろん、役場の職員は地方公務員法がありますから、兼職の問題で隣の田までつくる方がいいか悪いかという問題はあるだろうと思うんです。私は、特別休暇できも出したらいいと思う。市長はどねえ思われますか。それぐらいな状況がもう来るよと。一步一步やってたらもう5年ぐらいすぐ来ます。10年と待たないと思うんです。そういうふうなものを乗り越えていかにやいけんぞというのが恐らく、僕はこの新聞の切り抜きから、市長、ちょっと読んで。新聞の切り抜きから感じるんです。

ちょっと突飛な提案かもしれませんが。日曜日は百姓しとらりゃせんぞと。これは白いボールやらきんぴかのジャラジャラのほうがいいよとかそんな話になるかもしれません。そこでやっぱり考えるんです。市の職員、日ごろさっきの南口議員のよく話



に出てくるあれですが、やはり市民の皆様、私たちも一緒ですけれども、公職にあるものが、日ごろお世話になっていることに対する地域貢献したら、どういうふうなことができるのかということ、ちょっと考えてみるべきじゃないかなというふうに思っております。市長のお考えと言いますか、御所見をお伺いをしたい。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 安富議員が、農業だけにかかわらず、農業がだめになってしまうということは、この美祢地域そのものが崩壊するのではないかという、非常に強い危機感を持っておられるのはよくわかります。これは私と全く同様の共有する部分です。気持ちとすれば。

我が美祢市は、観光立市でもあるし、先ほどもちょっと興産とか言われたけれども、鉱工業のまちでもあるし、でも、ベースとすれば農林産業があって、その上に観光がある。また鉱工業があるという認識です。多面的な非常に素晴らしい市というのをいつも申し上げておるんですが、このベースたる農林業がほんとにだめになてしまうということになりますと、ほかの二つの観光業にしる鉱工業にしる、厳しいものがあるというふうに思っております。

私も今、この資料を、初めてこれを見ましたんで、ちょっと読み込んでいませんけれども、これで見ると、九州の市の首長さん方が連合してその取り組みをされようとしておられるということです。おもしろいですね。ただ、1点言えるのが、公務員です。今、ここに部課長連中がおりますけれども、公務員というのは広く美祢市全域の公共の向上のために寄与するためにおるわけです。この農業がベースといますので、当然のごとくそのことについてもやっていく必要がありますし、やる必要があると思っておりますけれども、よく職員が年休をとって百姓しよったということで、市役所に電話がかかってくるんです。市の職員がさぼっちゃう。田んぼの中でごそごそしよるといふことがあるんです。

ですから、今の特別休暇の話がありましたけれども、まずここにおる職員の方々も年休があるんですが、年休をほとんどとってないんです。また年休がとれる今状況がないくらい職員数を減らしていますので、年休をとらずに仕事をしておるといふのがほとんどです。その上でさらに特別休暇を与えてやるということも、考え方としては非常におもしろいなと。今、安富議員が言われて、これを見て思いました

けれども、それをもしやろうとすると、広く市民の方に対する周知、御理解が必要だろうと思っています。とても大切なことなんで、この農業を守っていくという考え方のもとに、市の職員がさぼっているのではないよ、この高い志を持って年休なりをとってやっておるということの理解を持ってもらう必要があるかと思っています。ですから、なかなかそれで特別休暇を与えるということは理解は難しいと思いますけれども、せめて彼らが今持っている年休、毎年消化せずに流しておるんですよ。それがとれて地元に戻って農業ができる状況がやるかどうかということです。それにはかなり広く市民の方に、議会も含めてその辺のことを理解をいただく必要があるというふうに思っています。考え方としては非常におもしろいです。

それと、さっきのミャンマーの難民の方々を受け入れるという話です。これも非常に考え方としてはあり得るなと思いました。今の農業だけにかかわらず、日本の産業が空洞化しています。外国でやるんか。今の国の農業政策の問題も食料時給率が4割ぐらいかな。もし外で戦争でも起こってしまうと食料が入りません。じゃ食べるものがないという状況が起こりますので、日本が。じゃ、外国でつくったものを安く仕入れて、日本の農業を疲弊をさせていっていいんかということがあります。だから、高くても日本の農業を守っていくと。日本の中でつくっていくんだという、大きな国が覚悟を持ってもらえるようであればいいんだけど、それなら難民を迎え入れて、ある程度コストを抑えて日本の中で農業をやっていくということもあります。これはほかの産業も同じことが言えるだろうと思います。国外に出ていくのか、高くても国内でつくっていくのか。それだから、国民のやっぱり共通的な認識理解が要ると思います。それをやるのが行政の仕事かなとも思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） そういうふうに言われるだろうと思ったんです。

それで、私思うんですけれども、営農組織も私らのところで最近やっと一つできて、頑張っているんです。そのリーダーというかまとめ役というか、もと役場の職員。それで、二通りあるんです、役場の職員の皆さん。やれやれもう定年になったからちゅうて思われる方と、今までお世話になったし、やっぱり地域に何か恩返しをせにゃいけん、あるいは農林課におったときはみんなにあねえせえこねえせえちゅうて言って歩いた手前もあるしとって、その人はやっている。どっちがどっち

かという、やっぱり頭下げるんじゃないら後のほう。昔、農林課で皆さんにええことばかりああだこうだあって言うて、今度は私がやってみせる、リーダーになる。なぜ職員の皆さんにそういうふうな、現職のときにもやっていただきたいか。あるいは市長にも田んぼつくって、そりゃ皆さんが理解をしていただくのに一番手っとり早いからですよ、市長の田んぼってどこかその通勤途上の1反ぐらい借りて大きな看板をかけて。意識の問題。危機意識をどう持つかということじゃろうと思うんです。

それと、まあそれは幾ら言っても、市長やるとは言うちゃないでしょうからよしとして、現職のときにそういう意識で地域の農業とかなんとかに携わる。そういうことをしないで、定年になってからじゃできるかと、できんと思います。ですから、竹岡議員がこの前ちょっとそのようなことを言っておられました。職員のOB組織もあるんじゃないか。そういう方たちの地域のリーダー役として、リーダー役になっていただけるようお願いしたらどうだろうか。その前段というのがやっぱり僕はあと思うんです。だからそういう認識というのを今、そりゃ参与の皆さん方皆偉いから、部課長さんですから、ただ役場の行政の職員さんってもっとたくさんおられる。皆さんがある程度そういう認識に立っていただいて、自分の田んぼを人に預けるようじゃいけん、何とかせにゃいけんというぐらいな、草刈りぐらいせにゃいけんとか、そういう認識にあるのかどうかというたらえらい違いですから、まずそういうことを、市長がやっぱり率先して指示をしていただくというか、認識を示していただくことが第一歩だろうというふうに思います。

このことはちょっとこれで置いて、時間があんまりないんです。おきますが、ぜひそういうことを、意識の問題も含めて考えていただきたいというふうに思います。法や条例はおかしかったら変えりゃいいんです。私はそねえ思っています。

そこで、2点目に、ある程度個人や新規就農者育成に対する支援対策が必要じゃないか、こういうことなんです。先ほども言いましたように、かなりやっている人はもう無理してやっている。これも高齢になっているということなんです。ある程度一定規模を耕作される農業者、今あたり支援策があると言えば認定農業者なんです。個人であれば。あるいは、新規就農者の募集のあり方とか。私が聞くのは、認定農業者になっても、何も私たちメリットないからはあやめたとかいうふうな話も結構聞くんです。何かいいことがあるんかなと、こんな話です。もう農地を集積

して斡旋をする時代じゃないんです。農地は幾らでもある。少なくとも私のところは、そういう状況にある。恐らくほかのところもそうでしょう。

それと、新規就農者、今、集落営農とか組織化について非常に全国的にもということですが、美祢市もやるよということなんですが、やはり新規就農者というようなことを考えないと、やはりまちが高齢化して少子化で、もう人口減少時代に入ったよということですから、やっぱりＩターンとかなんとか、ちゃんと窓口を広げて、そういうふうな方たちを受け入れていく。人口対策にもなるんです。地道な話になるかもしれませんが。そういうことの積み重ねで、やはりまちの活性化が図られるんだというふうに思います。

世の中こういうふうな時代で、新卒者もかなり就職難、みんなかなり内定がとれないってこの前まで大騒ぎしていました。この震災でもっと厳しくなるだろうというふうにも思いますし、非正規社員なんかたくさん、まあこれは女性が多いんですが、あるわけです。なのに農業に手を挙げる人がいないというのは、やっぱり受け手のほうがやはりまちづくりをしようとする美祢市なら美祢市の対応の仕方が、やっぱり問題があるんじゃないかなということも考えるべきだろうというふうに思います。

条例とか今、活性化委員会もあるんですが、産業振興条例もつくって、一応制定をされました。こういう中で、あれは理念条例だからということで、周辺の関係する条例や規則で振興策を図っていかなきゃならないとするもんなんですが、どうも何回見てもピンと来ないと言うか、的を得たような対策ができそうにないんです。

それで、例えば一定規模、先ほど言いましたかもしれませんが、５ヘクタールとか１０ヘクタールとかっていうふうなある一定の規模を耕作することを前提として、美祢市としてのモデル、こういうふうな制度事業が受けられますよ。あるいは営農の収支について、例えばつくるものにもよるんですが、麦をつくれ大豆をつくれもあるんでしょうが、モデルを、こうしたら例えば新規就農者が、少なくとも３００万もする車には乗れんとしても、１５０万かぐらいの新車には乗れるぐらいな、産業としての収益があるようなものを考えて見せてあげるというんですか、これぐらいだったら。でないとなかなか新規就農者って難しいんじゃないかなというふうに、朝から晩まで汗を流して働くだけではつまらん。

それが証拠に、調べてみておいてほしいと言ってたんですが、恐らくそんなに多くの方が制度事業にのっかって、あるいは新規就農者がことしも1人って言われましたが、農地を集めるってあれですよ。新規就農者に対する農地確保支援事業ということになっている。金額はたしか7名って言われましたから微々たるものです。四七、二十八だから、戸当たりで4万円ぐらいになります。だから、そういうふうなこと等々を考えていただいて、独自のほんとは政策が欲しいところなんですが、市単独でも、先ほども言いましたように、やはりなかなか国や県の制度事業につながってやらなけりゃなかなかできないというようなところがあるのはやむを得ません。

それで、一つ美祢市モデルというふうなものをつくって、支援事業とかなんとか、こういう制度に乗れますよとか、こういう条例の庇護が受けられますよとか、庇護というのはおかしいですが、受けられますよとか、つくってみられてはどうかなっていうふうに分かりやすく。農業委員会も何でも相談みたいな、農業に関するようなことをされておるって、この前テレビで流れていましたけども、そういうことをされるお考えはないかどうかお聞きをいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） ほんとに難しい問題ですね、安富議員。ほんと難しい。この農業問題ね。

今おっしゃいましたように、新規就農者、それから認定農業者の方々に対する手だてと言いますか、いろいろやってはいるんです。しかし、なかなかそれが現実的に実を結んでないというのがあるから、こういうふうな安富議員の一般質問が出たんだろうというふうに思っています。

今おっしゃっていただいたように、美祢市でも美祢市新規就農計画認定審査委員会とか、担い手育成総合支援協議会とか持っていますんで、この辺でいろいろやっていますけど、この平成23年度予算で農地確保支援事業なんかは支援も行っています。先ほどちょっと触れられたけど、お一人新規就農者の方が出たということで、うれしい、滅多にないうれしいニュースです。ありがたいなと思っています。

この美祢市は地域水田農業ビジョンというのを持っておりますけれども、土地の集積にも限界があるんじゃないかとおっしゃったし、また、農地は何ほでもあるとおっしゃいました。今、集落営農、それから特定農業法人、認定農業者合わせまし

て147の団体とか、それから認定農業者がおられるんですが、この方々に対する美祢市の農地の集積率が31%ということで、3割が農地が集積をされておるということです。

ただし、美祢市は広いんです。人口が少ないということで過疎地域です。この美祢市の農地を全域守っていこうとすると、どうしても土地利用型といいますか、米、麦、大豆です。国が言っているのは、土地利用型というのはそうですが。それをベースにするしかないなということもあります。

その上で、アスパラガスとか、現実的に軟弱物でいいから、お金が高く売れて経営に寄与できるものというものを絡めていかんとしようがないだろうと思います。今、植柳ファームのように、モデル的にやっていただいているところもあります。現実的に。それでもやはり経営が厳しいということで、反当たり3万100円か、戸別所得補償制度、これでかつかつ今はペイができてはいるけれども、現実的には最初ちょっと触れられたけど、米価そのものが、これをやったおかげで業者のほうが見えなくなってしまっていて、今何ぼかいな。随分下がったですね。今22年産米価が9,000円前後ということですから、非常に下がっています。

私がきょう、そこへ三好監査委員がおられるけど、20年ぐらい前に、やはりこの問題はその時点でもうあったです。30年前にもあった。美祢市の農業をどうにかせにやいかんということで、援農組織をどうにかつこうということで、三好 今監査委員ですけども、一緒にやったことがあります。県にも随分行って、これ支援してくれてやったことがありますけれども、なかなか難しかったということを実感しています。

私は、先ほどから、私は田んぼをつくってないからおっしゃったけど、実感がないだろうというふうにおっしゃいましたけど、私は実際は、実にはやっていないけれども、農業に対する思いは非常にありますので、御承知のように南米で牧場を経営しようと思うておった男ですから。いろんな面でその辺にはあります。だから、ベースになる農業をどうにかせにやいけん。よく東国原さんが「どぎゃんかせんといかん」と言っておられたけど、あの人はかけ声ばかりで逃げちゃいましたけど、私は逃げませんので、やろうという気は一生懸命あります。

答えになつとるかどうかわかりませんが、今、制度的なものです。補助。やっています。国、県がベースに補助してくれて、市が上乗せをするという形でやらせ

いただいていますけれども、今、国、県がまた引いていく形になるかと思っています。だから、その辺をどう今度はして、単独市費で手当てをしていくかということになってくるだろうと思います。もう国も県も金がない金がないばかりですから。基礎自治体が金があるわけないんですが、皆その辺はもうこっちに押しつけてくるような現状がありますので、我々はやっぱり知恵を絞って、どうにかこの農地を守っていかなくちゃ、この美祢地域 どころも一緒でしょうけど、地域が崩壊するというのがほんと目に見えていますから、また議会サイドにも、そのときには予算が要りますから、私は財源をしっかり見せてまた提示をさせていただきけれども、どうにか議論をさせていただきたいと思っています。なかなかこれ以上言えませんので。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） だんだん時間が、あと15分なんですけど、もう一つ、農業機械に対する投資が高額になっているという面がありますが、これはちょっと意見として申し述べるだけにします。結局、農林課の秋枝次長からも、支援事業の一つ、冊子を、これ平成23年版なんです。もらっているんですけども、大体、今までの同じようなことが言えるのは、入れかわり立ちかわりいろんな制度が出てくるんですけど、市長が言われるとおりなんですけど、大体規模の拡大とか、あと集落営農から法人化にするとか、グレードアップと言いますか、要するにレベルを上げていかんとなかなか、そういうのに制度資金が用意されちゃらんようになっちゃうんですよ。そうすると、ある一定のところまでいったら受けられんということなんですよね。要するにはあもう、要するに規模の拡大する余地がないよというふうな感じになってきたときにはもう受けられない。だから、それで営農が成り立つかという、こんな話なんです。だから、その辺のことも含めて、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

もう時間がないですから、次に移らせていただきます。これも簡単に申し上げますが、浄化槽の問題でございます。現在、浄化槽に対する設置の補助金が国、県、市で3分の1ずつ出ています。問題なのは、県がもう制度的にはこれで所期の目的を達成しているということで、もうやめるぞと、そういうことです。そういう方針を出しました。ところが、県議会のほうが、「いやいや、待ってほしい。中山間地

というのが、特に下水道とかの対象地域以外のところにいったら、まだまだ需要があるよ」ということで、2年間の時限措置を入れる。それで、中山間地についてだけ、要するに2年間の延長をされることになる。

要は、美祢市も、市長よく言われるように、事業効率の悪い、もう下水なんか引っぱり回したらとてもじゃないですけど、基本的に使用料で経費を賄うというのが原則だとするならば、とてもやれないから、一般会計から繰り入れをせにゃいけんとかって、そういうふうな状態に当然なってきます。事業効率が悪いということですよ。ものすごい大きな資本がかかる、高資本体質っていいですか。水道も一緒でしょうけど。そういう状況の中で、やはり浄化槽は、じゃあ、足りているかどうかかなんか。あと2年で出来るか、どうなんか。できんやったら、どうするんか。ということをお聞きをしたい。それともう一つは、申し訳ない、同じ項目ですから、時間の関係も、一緒に聞きますが、ひところ秋芳洞の水質、ラムサールの件もありまして、水質の問題が課題になりました。そうしたときに、一つあれば台上の下水が問題だったんですが、下水管の破損ということが問題だって、多分いいのかもしれない、最近報告がありませんからわかりませんが、そのときに、一緒に出てきたのが、秋芳洞に流れ込む上流域、美東の赤郷地区、碓地区って小さい穴の吸い込みがあるところが碓地区と言うらしいですが、そこ。ですから、要するにその上流域は特に、政策的にでもそういうふうなものを、少なくとも県が対応している間に進めるべきではないかとかっていうふうなことが、やっぱり議論されているのかどうなのか。あるいはそういうことをお考えにならないのか。そういうことを思いました。簡単ですが、御所見をお伺いいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の下水のことですが、基本的に、今3月末の人口が住民基本台帳人口ですが、3万を切っています。2万8,229人ということで、そのうち農業集落排水人口を除く合併処理浄化槽の対象、下水とか農業集落排水を除く合併処理浄化槽の対象人口です。これが1万4,796人なんです。ですから、約半分です、総人口の。総人口の半分がこの合併処理浄化槽の人口であると。そして、現実的に、今、合併処理浄化槽をやっていたところがあるところが50.4%です。ですから、そのまた半分がまだ合併処理浄化槽がないという現実があります。

この合併処理浄化槽については、全国津々浦々、快適な生活を送っていただくと



いうことを目途に、国が3分の1、それから県が3分の1、基礎自治体が3分の1で、全国的に普及に努めてまいった経緯があります。ところが、この山口県は、御承知のように、県は金がないからということで、これだけに限らないけれども、国が3分の1出している。その上乘せの3分の1をどんどん切られてきた。この合併処理浄化槽も一緒です。3分の1切られちゃいました。それじゃ、山口県なんか津々浦々見てくださいよ。都市部だけじゃないんだから。美祢市のような中山間のところもたくさんありますから、無茶じゃないかというふうに随分市長会として申し上げました。それで、2ヶ年間ほどは中山間地域は見ましようよということになりましたけれども、これはつけ焼き刃です。はっきり言って。型だけしたという形です。それもはあ切れます。23、24で切れますから。22年で一応その線なくしてしまっちゃって、県が。23年度、24年度でつけ焼き刃でやって、やってやるよという言い方です。当たり前でやらにゃいけんことをやってやるよという言い方。23、24で切れちゃいます。その後、国が3分の1残していますから、じゃ市が、美祢市では市、町で言えば町が3分の2を見ていくんかということになります。今、市長会でも随分今それを言っています。県にも申し入れています。県の担当部課長が来ますから、よく言えって、副知事なり知事に言っていますけども、むごいじゃないか、こういうことでは。しかしながら、一点張りが、県は金がないから。

県民というのは市民であり町民なんです。あなた方は市民、町民を見てないんかと、いつも言い方をするんですが、直接あなた方は住民に接していないから、その痛みがわからんだろうけども、現実的に基礎自治体は、市民、町民に対して責任を負っているんで、じゃ県が切ってしまえば、残りの県の3分の1の負担部分を見ていかざるを得んでしょう。今まで控除しとった分を、県が金がないって逃げられたから、じゃ県の分のほど補助金が減りますよという言い方は現実的にできますか。ほかのこともいっぱいそれが今起こっているんです。だから今予算を組むのに大変苦勞しているんです。

ですから、2年たって平成24年度が終わったとき、恐らく県はそのまま逃げちゃうでしょう。またそのときは、議会の理解が要るようになるでしょうけれども、その負担部分は市が上乘せで負わざるを得ないんじゃないかというふうに私は思っています。また、合併処理浄化槽が必要なところは全人口の半分あって、その半分

しかまだ行き届いてないんです。でしょう。ですから、どっちにしても、全人口の25%はまだ要る方々がたくさんいらっしゃるということです。それも一番御不便なところに住んでおられる方が多いということです。やらざるを得ないだろうというふうに思っています。そういうことでよろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 市長のお考えはよくわかりました。基本的に、言われるように、こういうインフラの整備というのは、ここをやってここをやらないちゅうのはあり得んことですから、それともう一つ言えることは、なるべく、私は充足率を書いて出したんですが、希望者に対して、希望されん方はもうやむを得んのかしれませんが、希望される方に対して、何ぼぐらい行き渡っているのかということが大切なような気がします。

そういうこと等々含めて、今の固い御決意のようですから、十分に、補助がある間に極力進められれば進めるというのも一つしなきゃならん努力だろうというふうに思いますから、それかちゅうてどっと補助金が来るとも限りませんけれども、そういうこと等々考えながら、努力をしていただきたいというふうに思います。

あと7分ぐらいあります。最後に、市有財産の活用ということ言ってるんですが、市には大変農林課のほうからいただいた資料では、市が自由になる一般財産といますか、2,425ヘクタールあるです。財産台帳で見るともっとあるんです。その辺はいいんですが、いっぱいあるちゅうことです。木材価格が、市場が低迷する中で、なかなか難しいとは思いますが、私は活性化のためにこういうふうな市有財産、遊休財産というところちょっと語弊があるのかもしれませんが、立木あるいは土地もいいんですが、希望者があればどんどん払い下げて、それをもって多少なりとも市民の皆さんの経済活動、活性化が図れるんなら、私はどんどん進めてほしい。これもさっきの話じゃないですが、意識の問題というか、市民に知らしめることが私は大切だろうと。秋枝次長の話では、あれは言われたわけではないです。市が持っていて税金が一つも入るわけじゃありませんし、やっぱり個人の方、安うても持っていたら、何ぼかでも税金も入って、固定資産税も入ってきます。

そういうことを思いましてお伺いしておるわけですが、一つには、これも具体的に申し上げますが、私のところに話が来ているのは「定年になった、まだ頑張るよ」ってシイタケを栽培するのに、ホダ木にするいい山はないだろうかというので、

見て歩いて、そこがたまたま市有林だった。これちょっと国定公園内になっちゃった、どうかなというのがありますが、1種地域なら何とかなるだろう。具体的にはそういうふうな。そういうふうな関係で、ぜひそういうふうな方がおられたら、積極的に対応していただきたいというのが、私の思いでございます。市長のお考えをお伺いいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） もう時間がありませんので、簡潔にお答えいたしたいと思えます。

今、市有林は2,425ヘクタールとおっしゃっていただいたけど、私もそういうふうな報告を受けております。杉35年、ヒノキ40年ということで、伐採期にもう到達している山がほとんどということです。これ売れちゃうと、売れるといいんですが、お金になりますけれども、だけど御承知のように、日本産の木材価格、非常に低迷していますので、切って出すコストのほうが売った価格よりも高くつくということで、切れない。伐採できないという状況があります。

それともう一点は、この市有林を持っている目的が、防災にかかわるものという位置づけがあります。それから、水源の涵養、そういうものがあります。ですから、その辺がクリアできる山であれば、今、安富議員がおっしゃったように、技術的に役立てていただけるものであれば、十分前向きに検討する余地があるというふうに思っています。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 大変ありがとうございました。

最初にちょっと戻るんですが、要は、私は地域貢献、今の農業をどねえするかっていうふうな話になったときに、やはり役場の職員の皆様方が、あるいは公職から身を引かれて定年後の動向です。私はこういうのを非常に大きいと思います。竹岡議員さんが指摘をされたのも、そのとおりお願いしたらどうか。だから、そういうふうなもともになるような素地を、現職のときから市長さんの指導のもとに、あるいは部課長さんのそういうふうな認識のもとに、やはりどうあるべきかということを考えながら、まちづくりの一翼というのは、もう非常に大きな部分を占めると思えます。行政の職員。

やっぱり民間に勤めておられる方は、なかなか、「きょうは田植えで休む」なかなかよう言うちゃあない。首になる可能性がありますから。そういうことも含めて、ぜひ前向きに鋭意検討していただきたいなというふうにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....  
議長（秋山哲朗君） この際、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時09分休憩

.....  
午後1時00分再開

副議長（布施文子君） 議長が所用のため席を外しておりますので、これより副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 発言席に着く〕

4番（高木法生君） 皆様、大変お疲れさまでございます。一般質問2日目、午後の最初の質問者となります新政会の高木でございます。

まず初めに、3月11日に発生いたしました東日本大震災におきまして、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興をお念じ申し上げます。

それでは、一般質問順序表に従いまして、御質問を申し上げます。

まず、市民の健康について、小項目、がん検診の受診率の現状及び検診受診率向上への取り組みにつきまして、お伺いをいたします。

がんは、我が国において昭和56年より死因の第1位で、年間30万人以上の方ががんにより亡くなっております。また、国立がんセンターのがん対策情報センターの資料によりますと、一生涯のうちに何らかのがんにかかる割合は、男性で49%、女性で37%とされています。このため、男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになるとも言われております。例えば、夫婦であれば、どちらかががんになるという確立でありますから、他人事ではありません。また、平成18年の

厚労省の資料によりますと、平成27年にがん患者が倍増し、2050年まで横ばいで推移するといった推計も出されております。

団塊世代が65歳を超える平成27年、2015年にがんの罹患者数がピークを迎えることになるわけです。厚労省が平成14年に発表したがん生存者の社会的対応に関する研究にも、2015年には3人に2人ががんにかかり、2人に1人ががんで死亡するといった状況になると書かれております。これがいわゆるがんの2015年問題と言われるところであります。

現在、300万人と言われるがん患者が2015年には80%増の540万人と推計されているのです。このように、今なおがんが国民生活及び健康にとって重大な問題となっている状況の中、国レベルにおいてがん対策について大きな動きがあり、2007年4月からがん対策基本法が施行されることになりました。この法律により、都道府県など各自治体は、がん医療の地域状況を踏まえ、具体的にはがんを予防するために喫煙、食生活等の生活習慣が健康に及ぼす影響についての啓発、また、がん検診の質の向上、受診率を高めて早期発見に努めるようにすることが謳われております。

また、がん検診については、昭和57年度に老人保健法に基づく市町村の事業として胃がん検診、子宮頸部がん検診が開始され、その後、子宮体部がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診等追加拡充されてきましたが、平成10年度から老人保健法のがん検診負担金が廃止され、地方交付税の一般財源として配分されることとなり、それ以降は法律に基づかない市区町村独自の事業として整備されてきました。現在は、国においてこれらのがん検診について、対象年齢、受診間隔等に関する標準的なガイドライン、がん検診の指針を示しているところであります。

また、市区町村が行うがん検診については、平成20年度以降、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として現在実施されているところですが、平成19年国民生活基礎調査でのがん検診の受診率を見ても、職場や自治体を合わせても20ないし30%程度と横ばいの低い水準で推移しております。

こうした状況を踏まえ、平成19年に厚生労働省が、がん検診が効果を上げるためには、50%以上の受診率を確保することが必要であるとし、5年以内に50%を超えることを大きな目標として掲げたところです。

そこで、山口県は、県の死亡原因のトップであるがんの検診受診率が10ないし

30%台と低迷している中で、2012年度までに受診率50%を目指すために、受診率アップに向け、銀行等金融機関、保険会社などと連携する企業の5団体とがん検診受診率向上推進協定を結んだとの報道もございました。締結内容は、検診の受診を手がけるリーフレットやポスターを県と作成し、各店頭などでPRするというものであります。

県健康福祉課によりますと、市町検診と職場検診を合わせた受診率は、平成19年度においては各種がん検診、特に子宮がん、乳がん検診では全国平均を大きく下回る結果となっております。その受診率が50%の県の目標が24年度までと近づいてきました。そこでお伺いをいたします。美祢市におきましても目標受診率に向け取り組まれていると思いますが、各種がん検診の受診率の現状と検診率向上への取り組みについてお尋ねをいたします。

以上をもちまして、1項目めの質問を終わります。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 高木議員の今のがん検診の受診率、それから現状です。それから受診率向上への取り組みについてお答えをいたしたいと思います。

今、美祢市で実施しておりますがん検診は、胃がん検診、それから肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、これに加えて美祢市独自で腹部超音波検診、それから前立腺がん検診を実施をしているところであります。また、がん検診の対象年齢につきましては、40歳以上の方ですけれども、子宮がん検診については二十歳以上の方、それから前立腺がんにつきましては40歳から70歳までの方を対象といたしておるところであります。

ちなみに、平成22年度におきます美祢市のがん検診の受診率を申し上げますと、胃がん検診が16.10%、受診率が最も高いものにつきましては肺がん検診なのですが、肺がん検診が30.91%、最も受診率が低いのが前立腺がん検診です。これが12.87%というふうになっております。いずれも50%の受診率にはまだまだ手が届くところまでいっておりません。

ちなみに、お隣の長門市の平成22年度の受診率を担当部署のほうでお聞きをしたところ、胃がん検診が11.00%、ほかの検診につきましても、いずれも美祢市の受診率を下回っておるということでございました。長門市と比べても余り意味がないかもしれませんが、かつが美祢市も頑張っておるということです。

この受診率を向上させるために、5月から翌年の1月まで、市内の医療機関で受診することができます個別検診と、それから実施日を決めて地区ごとに検診車等を回しまして実施をいたします集団検診の二通りの方式で、がん検診を美祢市は実施をしているところであります。

検診項目ごとに申し上げますと、前立腺がん検診は個別検診方式、それから肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診は集団検診方式で実施をしております。また、胃がん検診、乳がん検診、それから腹部超音波検診につきましては個別検診方式と集団検診方式、二通りで行っております。

また、胃がん検診、それから腹部超音波検診の集団検診を実施するときには、同時に国保の特定健診を行うということで、お互いの受診率の向上を図って、これに努めておるといふことであります。

それから、先ほど高木議員がおっしゃった市民の皆様への周知ということですが、市ホームページ、それから市報に掲載をしておるといふことです。さらに、今後は美祢市有線テレビ等を有効に活用した広報を行いたいというふうに思っております。

特にこの23年度は、40歳になられる方に対しまして検診期間中の啓発として、受診の案内を文書でお出しするといふふうな予定にしております。こういうふうな取り組みを進めながら、さらなる受診率の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 高木議員。

4番（高木法生君） 御答弁ありがとうございました。

答弁の中で、22年度実績における受診率につきましては、胃がん検診が16.1%、それから肺がん検診が30.91ということでした。私の資料で国立がん研究センターがん対策センターの平成20年度によりますと、美祢市は先ほどの検診率とほぼ近似値のパーセンテージでございます。結果ではトップクラスに位置しておると思っております。このことは、答弁にもありましたように、市ホームページあるいは市報による周知等の取り組みの成果であると思っております。

それでは、がん検診及び市民の健康にかかわることについて若干再質問等をさせていただければと思っております。

厚労省は2009年度の国の補助事業といたしまして実施された、女性特有のがん検診推進事業で無料クーポン券というのを、760万枚配付すると公表しております。両検診とも当時の検診率で申しますと20%前後であったわけですが、このたびの補正予算で約216億を投じ、50%を目指すというものであったと思います。そこで、美祢市におきましてこの無料クーポン券の配布によってどれだけ利用、効果があったものか、まず、本美祢市の対象者が何人で、何人受診されたか。また無料クーポン券配付前の2008年度との受診率等の伸びについてお伺いをしたいと思っております。

副議長（布施文子君） 原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは、お答えをいたします。

まず、女性特有のがん検診事業でございますが、平成21年度から国の補助事業で始まりました。子宮がん検診と乳がん検診が始まったわけでございます。この事業は、該当者に無料クーポンを送り、受診を促進するというものでございます。対象年齢でございますが、子宮がんは前年度20歳、25歳、30歳、35歳、40歳に達した方でございます。乳がん検診は、前年度40歳、45歳、50歳、55歳、60歳に達した節目検診となるわけでございます。平成22年度につきましては、基準日の4月20日に住民登録されている方が対象になります。子宮がん検診は675名、乳がん検診は981名、それぞれ無料クーポン券を送付したわけでございます。

このことによりまして、平成22年度は子宮がん、乳がん検診とも受診率が向上いたしております。初めて受診される方が多く受診されまして、受診のよい機会になっているということでございます。

また、平成21年度につきましては、国の補助、10割補助でございましたが、平成22年度は5割補助ということで見ております。また、本年度につきましては、子宮がん、乳がんに加えまして、男女40歳から60歳の5歳刻みの大腸がん検診が加わっております。名称も変更になりまして、がん検診推進事業と名称変更になっております。今後、国から無料クーポン券等の様式が示されると思いますので、その後実施をする予定でございます。

それから、平成22年度の受診者でございます。これにつきましては、子宮頸がん、子宮がんでございますが131名でございます。それから乳がん検診につきま



しては172名ということでございます。受診時につきましては、子宮頸がんが19.41、それから乳がん検診が17.53と。女性特有のがんにしますとそれぐらいの数値でございます。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございます。今のクーポン券の伸び率等々につきましては、わずかであるが伸びたということであるかと思っています。政府の施策というものが受診のきっかけづくりにはある程度効果があったのではないかと考えております。

国も、新しい事業を展開するときは、大抵といったら大変語弊があるかもしれませんが、いつの間にかその事業というものが撤退するというか、はしごをおろされるような格好でいうわけですが、この事業についても確か、先ほどのお話もあったように、次年度は半分に削減されているという報告があったと思います。今後もこれについて美祢市としては継続されるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

副議長（布施文子君） 原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） この事業につきましては、5歳刻みという年齢でいっております。ということで、最低5年はやらないと全体の方に対象にならないわけでございます。また、今回から大腸がんが加わっているということでございますので、最低5年はこのままいきたいということを思っております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 高木議員。

4番（高木法生君） 先ほども説明がありましたように、子宮頸がんあるいは乳がんにつきましては、5年刻みで実施しているということで、他の年齢との不公平感を生じないように、5年間は続けたいということだったと思います。そういったことで、よろしく実施のほどお願いしたいと思っております。

もう一、二点聞きたいんですが、3ヶ月後の9月にはがんの制圧月間が訪れるかと思っておりますけれども、この件について何か計画があるか。また、検診率の向上に向けてはイベントを美祢市の場合は多く実施されていると思います。こうしたことで、隅っこでのぼり旗を上げて受診率向上を目指すのではなくて、やはりメインステー

ジ等で、ゲストの方にでも呼びかけていただいて、大々的に受診率アップに向けて実施されたらどうかと思っておりますけど、その辺の点についてでもお伺いをしたいと思います。

副議長（布施文子君） 原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） その件につきましても、大腸がんの22年度の受診の状況とそれから今後のことを申し上げたいと思います。

まず、平成22年度の胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん検診でございますが、受診者は7,871名ほど受診をされております。このうち精密検査が必要とされた方が452名ございます。この通知等も私どもでしていくわけでございますが、精密検査の通知とそれからこの精密検査の受診表、このあたりを保健師が個別訪問をいたしまして、手渡しで受診のお願いをしているところでございます。

残念ながら、こういたしましても、精密検査をお受けにならない方もおられます。ですが、精密検査を受けられた方の中で、昨年度で9名ほどがんが見つっております。現在治療されているわけでございますが、がん検診は早期発見早期治療、また、安心安全と命を守る大切な受診でありますので、イベント等の機会を利用して受診促進の啓発を行ってまいりたいと思います。また、先ほど議員が言われましたとおり、いろいろなことを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございます。がん検診、がんの撲滅に向けて、一層の取り組みをよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、市長さんに1件お伺いをしたいと、このように思います。一昨年でしたか、一般質問において肺炎球菌ワクチンの助成につきましてここで質問をいたしました。内容は、ワクチンの接種によって高齢者を救い、あるいは医療費の抑制につながるのではないかというようなことだったと記憶しております。その後、市のホームページを見ますと、これに係るアンケート調査を県外等々に向けてされておりました。市長さんの指示だったと思うわけでございますが、質問したものとして少し恐縮はいたしましたけれども、大変うれしい思いもいたしました。

そこで、これと同じように、この検診事業の受診率向上において、早期発見あるいは早期治療で費用対効果というものはどれくらいあるのかということ、大変つ

かみにくいところであるかと思っております。

例えばでありますけれども、このがん検診を1,000人実施すれば、約1.3%がんが発見できるということもあります。ということは13人になろうかと思いますが、これは仮ですけど、1人1万円の検診費といたしまして、1,000人ですから1,000万円と。13人の方がこの治療費に当たることになりまして100万かかるとして1,300万円で、300万円ぐらいの効果があらわれるということになろうかと思えます。数ヶ月抗がん剤を投与すれば単価は高くなるということで、それ以上の効果があらわれるんじゃないかと思っておりますが、簡単な計算ということで、思うような計算どおりということにはいかないかもしれませんけれども、このような検診事業、各種助成を施すことで、費用対効果というものについて市長さんはどのようにとらえていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の件ですが、非常に高木議員、医療関係の仕事をしておられたということでお詳しいし、よく勉強しておられると思いました。確かに、今おっしゃったように、例えばの話をされたけれども、1,000人を対象にがん検診をして1.3%、発見できて13人です。1,000万円と1,300万円という対比をされましたけれども、今、大きな流れとしまして、予防医療と言いますか、これがあるということも高木議員御承知だろうと思えます。技術的にがん、がんに限らずいろんな病気になられますと、非常に高度医療を要することが多ゆうございます。そうすると、一人当たりの医療費、非常に高額にかさむという現実が今起こっております。このことは、我が美祢市が経営しております国保の医療費も、非常に高くなっておるということをご覧になってもわかると思えます。

ですから、予防医療の要たる検診を充実をさせていくということは、市民の方々の健康をお守りをするということもありますし、またなられた後の医療行為がきちっとできるような形です。ですから、医療体制が崩壊をしないように、ですから高額医療がずっとかさんでまいりますと、医療体制そのものが崩壊をしましてまいりますので、それを避けるという両方の意味から、この検診事業というのは非常に大切なものだというふうに思っております。

以上です。

副議長（布施文子君） 高木議員。

4番（高木法生君） どうもありがとうございました。がん検診の向上によりまして早期発見、そして早期治療で、そういうことで市民の命、健康を守り安心を実感していただけるものと思っております。今後ともこの取り組みにつきましてはさらに取り組んでいただきたいと、このように思っております。

次に、2項目め、水道事業の今後の課題といたしまして、水道料金の統一時期についてを通告をいたしておりました。が、二度とお聞かせできないような立派な質問も用意しておったわけでございますが、同じ美東町出身の原田議員さんと同様の質問内容でありまして、再質問の市長答弁において、来年度、24年度までには条例改正を上程したい旨の美東町民にとりましてはひとまずありがたい御回答もありませんので、同じ質問は割愛いたしますけれども、水道事業関連といたしまして、若干質問させていただきたいと思っております。

本市の水道事業運営は、これまで旧美祢市の上水道事業と簡易水道事業が公営企業法を適用、そして旧美東町、旧秋芳町が簡易水道事業の特別会計、公費適用でそれぞれ独立した形で経理運営されておったところでございます。しかしながら、会計区分につきましては、美東町、秋芳町の簡易水道会計を合併時に統合し、さらに美祢市水道会計を含め、新市移行後3年を目標に公営企業会計として統合するとの合併協議合意があり、これに基づきまして平成23年4月より公営企業会計全部適用、併せて上水道事業と簡易水道との統合が行われたところであります。

こうした経営の統合が実現しましたことで、水道事業の運営の健全化と効率化が一層図られ、安心安全な水の安定供給が期待されると思っております。この統合等につきましても、おおむね計画どおり推移しているのではないかと推察いたします。懸案であった料金の統一につきましては、おおむね24年度までということでもどがついたわけではありますが、要望として残るは硬度低減装置の整備であろうかと思っております。

御存知のように、旧美東、旧秋芳町地区は、秋吉台地の影響を受けまして、水源としている地下水に石灰水を含んでおる。硬度の値も120を超え、160から170と非常硬水180ppm以上に近い状況であります。硬度の値が高いことによる人体の健康への影響はないと考えられているものの、ボイラーの熱伝導率の低下あるいは温水器のパイプのつまり、石灰付着等による機器の故障の原因となっているのが現状であろうかと思っております。

平成8年に設置されております旧美祢市の上水道の硬度軽減装置は1億6,000万という多額の経費がかかっておるようでございますが、そこでお伺いしたいのは、旧美東町、旧秋芳町市民の要望の非常に高い硬度低減装置の整備につきまして市長の所見をお伺いしたいと思います。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 高木議員の御質問ですが、急遽質問の内容を変えられたということで、硬度低減化装置です。このことは、水道料金のこともありましたけれども、きのうも原田議員の御質問にお答えした市長と語ろう、未来創造座談会で、美東町地域にお伺いをしているんなお話をお伺いをする中で、やはりこの硬度低減化装置の話が出てまいりました。そのときにもお答えをしたんですけれども、今、水道事業、美東、秋芳です。上水道と統合いたしまして、地方公営企業法完全適用の完全事業体と、ことしの4月からしたというのは今言われたとおりです。これが第1段階だったわけです。それによって資産の整理、精査を行って、その上で水をつくる上にいかほどの金がかかるかということを出しまして、そして水道料金をつくっていくという話になります。

今の低減化装置なんですけれども、今おっしゃったように、非常に美東の一部、それから秋芳の一部は高うございます。美祢地域の上水道につきましても、平成8年に低減化装置を稼働させたわけですけれども、硬度が160余りあったものが、現在、硬度が70前後ぐらいに動いていると思います。ですから、半分以下に低減をさせているということで、効果は大きなものがあるというふうに思っております。

ただし、これも今、質問の中でおっしゃったけれども、これを設置するに当たって、平成8年の段階で1億6,000万円程度事業費がかかっちょるということ。それから、低減化装置を稼働させる上において、年間数千万円のコストがかかるということがあります。ですから、それを水道料金の、水の生産コストにはね返ってまいりますので、今の美東なり秋芳の低減化装置につきましては、今回の水道料金を統合させる上において、いろんなシミュレートをさせようと思っております。低減化装置を設置をするコスト的に、現時点でいろんな技術も進んでおるでしょうから、どの程度のコストがかかるかはつきりわかりませんが、それを設置した場合、どの程度の水道料金にはね返ってくるかということも含めまして、シミュレートを行いまして、いずれにいたしましても、健康には害がないというふうには言われて

おります。水道水が硬度が高くても。ただし、今おっしゃったように、いろんな生活をされる上において、風呂のボイラーが詰まりやすいとかいろんなことがあるでしょう。ということで関係していると思いますので、その辺については十分理解しておりますから、今、申し上げたような形で、いろんなケース等をシミュレートいたしまして、前を向いて検討させていただくということで、今はお答えをさせていただきたいと思います。水道料金の統合がありますので、それと併せた形でシミュレートをかけさせます。それをもってまた私のほうから、もし設置をするようであれば、いつの時点でどういう形で設置するということを議会のほうにも投げかけをして、議員の方々の御理解も要りますので、これは水道料金にかかわる問題がかかってきますので、そういうことで、市民の方にも御了解を得る必要がありますから、その辺で御理解を賜りたいと思っております。これを置いておくという気はありませんので。ということでお答えにしたいと思っております。

副議長（布施文子君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございます。今、市長さんがお答えになったとおりだと思います。この装置はほんと多額の費用を要しますし、維持費もかかる。また、土地を求めれば、それまで含まれるということになるろうかと思っております。また、今年度は地方公営企業の全適となったということで、受益者負担で料金、先ほどおっしゃったようにはね返ってくるということで、市民も負担増になると思うわけがあります。今後、中長期的な計画も立てられると思っておりますけれども、料金改正を並行して前向きに考えていただければと、このように思っています。

そしてもう一件、課長さんにお伺いしたいと思うんですが、懸案でありました上水と簡易事業との統合がなされた。そしてまた、上水と簡易水道が地方公営企業の全適になったわけでありましたが、水道法の改正によりまして、上水と簡水が統合を図れないと、28年度までに補助、簡易水道は国の補助があるわけですけれども、これがこのたびの統合によりまして、補助につきましてはこのまま28年度まで継続するのか、その辺をお聞かせ願ったらと思っております。

副議長（布施文子君） 久保上下水道事業局長。

上下水道事業局長（久保 毅君） それでは、高木議員の御質問にお答えします。

簡易水道等施設整備の国庫補助制度のことだろうと思っております。国の厚生労働省のほうで19年に見直しがありまして、上下水道の統合可能な簡易水道については、

補助の対象にならなくなるという、29年度以降から補助対象にならなくなるということがあります。今回、美祢市の会計の統合前に統合計画というのを策定しております。その計画では、会計をまず統合するというにしております。会計を統合すれば、28年度までは補助制度が使えます。ただし、29年度以降はこの補助金はなくなるというふうに聞いております。

以上です。

副議長（布施文子君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございます。22年度中に計画案を出されたということで、28年度まで、29年3月までは何と言うか、補助があるということのお答えだったと思います。美東町のほうはまだ七十数%ということで、未給水地もまだ多いことから、ほかに老朽管の敷設替え等も多いかと思っております。この補助があるうちにぜひ整備をしていただければと、このように思っております。

以上をもちまして私の全部質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

.....  
副議長（布施文子君） それでは、この際、1時55分まで、5分前に、2時から始めます。5分前には御参集いただくようお願いいたします。

午後1時40分休憩

.....  
午後1時58分再開

副議長（布施文子君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

6番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。東日本大震災の犠牲者の皆さんに追悼の気持ちと、福島原発事故の一日も早い終息を心から願っています。日本共産党の三好睦子でございます。今回導入された一問一答方式で質問させていただきます。

まず、農業で生計が維持できるための施策についてですが、美祢市の総合計画には五つの基本目標が掲げられています。この中の産業の振興、特に農業についてお尋ねいたします。

この計画の中では、農林業は美祢市の基本産業の一つに位置づけられ、地域資源

を生かして活性化していくこと、付加価値を創造していくことが主要な課題と明確化されています。しかし、農業で生計が維持できないので、耕作放棄地が増えています。

これまで農業を担ってきた高齢者が現役引退をされる中で、今後誰が食料の生産と農村を担っていくのかという問題は、ただ農家だけではなく社会全体が真剣に向き合うべき課題です。そうした中で、高齢者や女性、専業農家や兼業農家など大小の違いはあっても、さまざまな形態の農業を担っているのは家族経営農家です。こうした農家が自主的に参加される集落営農、農業法人で地域の農業の担い手として重視されています。しかし、生産者米価が低迷を続け、他の農畜産物も生産者価格の下落する中で、燃料や材料、えさ代の高騰が続き、農家の経営は悪くなるばかりです。この状況を根本的に改善してこそ、担い手の確保や耕作放棄地の解消、地域の農業の振興に展望が開けると考えます。

この打開策の中心は、生産コストをカバーする農産物の価格補償制度だと思えます。農家経営は、自然の制約を大きく受けます。従って、農産物価格を公的、政策的に支えなければ再生産が確保できません。農産物の販売価格を一定の水準で維持する価格補償は、販売量が増えるにつれて収入増に結びつく政策であり、農家の生産意欲を高める上で決定的だと思えます。

この所得保障は、農産物の生産量や販売量とは関わりなく、一定の基準で農家の所得を直接保障する直接支払いの仕組みで、国土と環境保全など農業の果たす多面的な役割の維持、中山間地域など生産コストがかさむ条件不利地での営農の保障、食の安全や環境にも配慮した有機農業の育成などにとっても必要だと思えますが、市長さんのお考えをお尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、三好議員の、農業で生計が維持できるための施策についての御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

これは午前中の安富議員の一般質問の答弁とも重複をするところがあるかと思えますけれども、農業振興は機械なんか、それから補助制度、ハード面の部分と、それからこのハードで整備された基盤を生かす担い手の育成とか、それから集落営農をどうするかとかいうソフト面、大きく二つに分かれていると思えます。

三好議員も御承知かもしれませんが、2010年の世界農林業センサスを



見ますと、山口県の農業就業者の平均年齢は70.3歳というふうになっております。これは全国で2番目に高いということで、個人農家などの農業形態も5年前と比べますと18.7%減少しておるということで、その農地の多くは大規模農家に集まりつつあるということがわかると思います。

この担い手の増加、これはある程度あるわけですがけれども、しかしそれ以上に全体としての農業者の減少率が著しいということがあります。ですから、10年後は、現在の主たる農業の担い手でいらっしゃる方々、ほとんど60歳代なんです。この60歳代の方々が10年たちますと、よく言います後期高齢者というのがあります。そういう年齢、世代になられるということで、農業を支えておられる方々が10年たつと今度は支えられる側になってくるという現状があります。ですから、農地を耕作していただく方々を目指す、つくり出すというのは、喫緊の課題であるというふうにも思っております。

現在、日本の水田面積の4割が生産調整をされておるということですがけれども、人口減、それから米食の減ということで、それと戸別所得補償制度がありますから米の価格は右肩下がりで、どんどん低くなっているということがあります。

現実的には米の値段が下がっておるということですがけれども、戸別所得補償モデル対策によりまして反当たりの3万100円ですか、その支払いがあったということで、当面は経営に寄与しているということが言えるかというふうに思いますけれども、農業機械の更新等はとてもそれではできないという状況であります。

また、戸別所得補償制度の見直し論ももう既に国のほうで出ているということでございまして、米価の下落から損益分岐点を前後しております米作専業農家の経営も不安定になりつつあるということで、大変な状況がこれからもさらに大きくなっていくんじゃないかというふうに思っております。

三好議員、今、ちょっとこれは私答弁があるんですが、これ皆しゃべっていると、さっきから時計を気にしておられるんで、気にしておられることが私は気になるんで、随分たくさんあって、いいですか、なるだけ丁寧にお答えしようというふうに思っていますんで、いいですか。

そういうことを踏まえまして、市では従来から農業振興のためにできる限りの事業を行っておることです。先ほど申し上げたハードとソフトの面、農業のハード面については、着々と進んでおるといふような認識があるんです。圃場整備、それか

ら大規模の農機具の補助制度とかやっておりますので、その辺は進んでおるけれども、ソフト面の担い手が非常に先行き不透明な状況になっておるといことです。そういうことを踏まえまして、きょうの午前中の一般質問でもお答えしましたけれども、集落営農に誘導していく必要があるということ強く思っております。

美祢市の農地面積が約3,900ヘクタールあります。これも大きな面積ですので、土地利用型という言葉をお富議員との答弁でも使わせていただきましたけれども、米、麦、大豆、これを中心に持っていかざるを得ないです、美祢市の農業につきましても。しかしながら、併せて労働集約型と言いますか、野菜、果物などの作物の生産振興を同時に行っていくということで、国が今言っておられる6次産業化などの付加価値をつけた農業に持っていく必要があるかというふうに認識をしておるところです。そのためにも集落営農、それから認定農業者の育成、それから集落営農をさらに進めました集落営農法人化、そういうふうな体制づくりが急務であろうというふうに考えております。

国は、先ほど申し上げた6次産業化の法律をことしの3月に施行しております。しかしながら、法律は高い理念を持って施行されたんでしょうけれども、じゃその6次産業化を農業者の誰が担っていくかという根源的なことに立ち返ってまいりますと、なかなかこれは難しいということなんです。

本市においても、先ほどから何遍も申し上げているけど、担い手が見えにくいということがありますので、何遍も申し上げるけれども、集落営農、それから認定農業者、それから集落営農法人化するということは避けられない流れだろうと思っています。先ほども家族農業というふうにおっしゃいましたけど、家族農業がほんとは一番すばらしい実績だろうと思っていますけれども、もうそこに戻っていくことはできないんじゃないかというふうに今思っています。ですから、大きな家族としての集落営農ということを進めざるを得ないということで、考えておるところでございます。

こういうことをいろいろ言いましたけれども、結論として申し上げれば、農家の方々が、所得がそれに見合ったほど得られればほんとはいいんです。食料を生産するというのは、人間が生命として生きていく上において一番根源的な、大事な行為だろうと思っています。しかしながら、その一番大事な根源的な部分に、一生懸命やってもそれに見合ったほどの収入が得られないというのが、日本の農業の現状だ

ろうと思っています。ですから、この部分が解消されない限り、それでなくても少子化が進んでおるこの日本社会において、この農業を担っていただくということは難しいだろうと思っています。所得、収入が少ない部分には、幾ら一生懸命になっていただいても、生活ができないと、それに対する矜持、誇りですね。それもやっぱり育たないと思います。ですから、自信を持って、誇りを持って、自分がやっておることが日本の国の皆さんの生きる道、糧をつくって出しておるということ、自信を持って言えないだろうというふうに思っていますので、ちょっと答えになったかどうかわかりませんが、そういうふうな形で、今市の農業振興を行っているということで御理解をいただきたいと思います。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 農家は労働に見合った所得がないというので、どうするかというのが一番のあれなんで、このたびもお尋ねをしているわけなんですけど、この中で、法人には5万円の支援が予算化されていますが、その後の設立された法人に対しての経営安定にはどういう支援があるかお尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 秋枝建設経済部次長。

建設経済部次長（秋枝秀稔君） お答えいたします。

従来、設立されておられる法人の支援につきましては、法人の協議会を市内13法人ございますが、その法人の協議会を通じまして、経営診断とかそういういろんな支援を今行っております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） そこで、法人に入っておられない農家、そして特産物の農家の支援はどうなのでしょう。特産農家の支援と言えば、特産物、美東の場合はメロンとかイチゴとか梨、西条柿などがありましたけど、次第に少なくなっていました。こういった面で、特産物の保護も必要ではないかと考えます。

昨年、遅霜による梨、西条柿などで被害がありました。特産品に対する価格の補償や農業機械、施設、資材等に対する支援がないと、特産品は維持できなくなるのではないかと思います。どうなのでしょう。お尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今の御質問にお答えいたします。

確かに農業法人等につきましては、ある程度の補償制度がございます。しかしながら、その中でも今年度より実施いたします農業者戸別補償制度、この中におきまして、このメニューの中で産地資金交付金というのがございます。この中で、水田活用作物助成ということで、三好議員言われましたように、柿とか果樹関係、こういうものを栽培した際には、10アール当たり1万円という助成金がございます。

以上です。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） それってことしから始まった農家戸別所得補償のあの分でしょうか。はい。そして次にいきます。

次に、農業振興計画の策定状況についてお尋ねします。美祢市は典型的な中山間地域農業で、地形的にも条件がかなり悪い地域において農業が営まれています。農業の収入、生産額は約43億円で、過去15年間でおよそ30億円も減少しております。この減少の原因として、米価の低迷にあると思います。

こうした面で、美祢市は稲作が基幹作物であり、米の持続的、安定的な生産が、美祢市の農業の将来を左右すると言っても過言ではありません。言いかえれば、これからも稲作農家が減少していき、農地がどんどん荒れて荒廃が進んでいくということになりますと、地域資源の活用はもとより、活気のないまちになってしまいます。市民の生活環境にも大きく影響してくるのではないのでしょうか。そうならないためにも、水田を始め地域資源を生かした地域農産物の生産拡大をどのように実現していくかという指針や実践手段を明確にすることが大事だと考えます。

そういった面で、これからの美祢市の農業振興計画の策定について、どのように考えておられますでしょうか。また、策定されておられるならば、その内容をお尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 農業振興計画、大事なものだというふうに思っています。基本的には、三好議員、いいですか。美祢市総合計画があります。その中で、農業、農政のあり方、進むべき道というのは、大きな部分ではそちらのほうに記載しております。しかしながら、農業問題、農業の振興に特化した計画書というのは、必ず必要だろうと思っています。

しかしながら、御承知のように、今、国です。農政 それも先ほど申し上げま

したけども、安富議員の質問のときに。日本の農業政策そのものが非常にぶれにぶれてぶれてきているということで、「猫の目農政」という言葉を使わせていただきましたけれども、ほんとにありどころ、おりどころが、先が見えないんです。象徴的なのがトランスパシフィックパートナーシップか、俗に言うにＴＰＰと言いますよね。環太平洋の経済協力協議会かなんかと訳すでしょうけれども、これについても、この６月だったかな、７月だったかなぐらいまでにめどをつけるという話だったけれども、震災もありましたし、結局これも棚に上がってしまってどこにいくかわからないということで、日本の食料の自給率をどうするのか。また自給率をどうするのであれば、それをどの部分を日本の国内で担うのか、外国から入れていくのか、その根源的なことすらもまだわからない、五里霧中の段階です。

各地方自治体、特に基礎自治体の農業振興計画というのは、基本的に日本の国の農業方針に沿った形でやらざるを得ないという部分があります。国策の部分に入りますから、食料政策ですから。ですから、その部分が明確に国が示していただかないと、農業振興計画を今つukれない状況が続いておるんです。ですから、その辺が明確に出していただけたら、すぐにでも農業振興計画をつくりたいと思います。だから、根幹としての国策としての日本の農業のあり方をいち早く示してもらいたいというのが、全国の自治体の長の思いだと思います。ということです。

副議長（布施文子君） 三好議員。

６番（三好睦子君） 先ほどＴＰＰの問題で、国は農政が揺れているから立てられないと言われましたが、国の２０１１年の国の予算では、ＴＰＰを導入した予算がされています。ほんとにいけないことだと思います。穀物の価格が過去最高に更新して、世界の食料需給が逼迫する中で、食料がほんと世界的危機になっています。食料の外国依存はいよいよ明らかです。食料の外国依存はもうやめて、食料自給率の向上の農政に確立するためにも、ＴＰＰには参加しないように国に求めていかななくてはなりません。

また、農地の有効利用、荒廃農地の復旧、遊休農地の再生のために、近隣の市や市内の方で、非農家の方で野菜が作りたいなど、作りたいが農地がないといった方、そして定年で農業をしてみようという方たちに農業を進めることも大事だと思います。市民の農園の取り組みとかはどうなのでしょう。市民農園をつくってみてはどうかという案ですが、この取り組みについてお考えはどうでしょうか。お

尋ねをいたします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、市民農園というのは、ある意味農業本来のものとはちょっと違うわけです。例えば、都市部に住んでおられる方々が田舎生活をしてみたい。具体的に言えば団塊の世代で退職を迎えられた方が、スローライフをしてみたいということがあろうかと思えます。地方に行かれて、そこで家を借りられたり買われたりして、わずかでもいいから農業体験をしてみたいという方がいらっしゃるでしょう。そういう方々をターゲットに、実は美祢市には市民農園がありました。現実にはそれをお貸しをしておったんですが、利用率が非常に低いということで、私が今やっているのは、空き家バンクというのは御存知でしょうけれども、土地つき家つき農地つきということで、農地を合わせた形で空き家を御提供申し上げるので、どうぞ美祢市にお住みになりませんかということで、定住促進策をとっておりますけれども、来福台の住宅団地をつくったときに市民農園を併せて、似たような考え方でやっております。現状はなかなか厳しいということで、きょうは田邊議員がおられないな。猿ですね、よく猿のことをおっしゃるから。猿が随分出るということで、その辺も影響しているようで、なかなか市民農園の維持が難しいということがあるようで、ちょっと具体的なことについては担当のほうから答えさせましょうか。いいですか。どうしましょうか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）じゃ、そういうことで。

副議長（布施文子君） 秋枝建設経済部次長。

建設経済部次長（秋枝秀稔君） お答えいたします。

来福台のところへ三、四十区画ありますが、なかなか利用率が悪いということで、市長さんが言われたとおり、猿等出るんですが、利用率が悪いということで、ことはもう閉鎖の計画をしております。

以上です。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 来福台は住まれている方が若い方だから、利用率が悪いのじゃないでしょうか。利用されている年代はどうなのでしょう。お尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 秋枝建設経済部次長。

建設経済部次長（秋枝秀稔君） お答えいたします。

利用者の年齢等ちょっと把握しておりませんが、やはりお年を召した方が多ゆうございます。

以上です。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 私思うんですけど、農業が進んでいくには、非農家の方が農村に来て、お年寄りの方が手は出さずに口を出すと。そういったので都市の方と農村の交流ができるということで、そういった面でせっかく来福台にできているのですが、そういった地域とのコミュニケーションというんですか、それがなければいけないかなと思うんですが、そういった取り組みも必要ではないかと思います。

そして、3番目にいきます。農家の戸別所得保障制度の活用と取り組みについてですが、この2年間、生産者米価が60キロ当たりで9,000円になりました。この価格では到底再生できる価格ではないのです。農業者の経営が急激に悪化して農業の担い手の確保はもとより、米の持続的な生産への意欲さえ失われている厳しい状況があります。この厳しい稲作経営を改善していく対策に緊急性が求められています。政府は農政の大転換と称して、昨年より食料自給率の向上と経営改善による食と地域の再生を目指すとして、導入されたのが戸別所得保障モデル対策ですが、これは先ほども説明がありましたが、この農業者への周知とこれからの推進について、その取り組みをどうされるのかお尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、この戸別所得補償制度は、現下の農家の方の所得をある程度維持させるという意味では、意味があると思います。しかし、反面、米価の下落を招いておるといふようなこともあるということもあるという表裏一体の部分がある。そういう面がそのことを踏まえた上でお話をしたいと思います。

本市は、この戸別所得補償制度にかかわる該当される方が、2,149名いらっしゃるということです。加入者数が2,121名ということになっておりますので、この加入率は98%ということです。具体的な交付額につきましては、交付金が固定部分として10アール、だから1反当たり1万5,000円、所得変動部分として10アール当たり1万5,100円、合計で10アール当たり3万100円の交付となっているところでございます。最終的に、年間で美祢市で交付している金はかなり多いんです。5億3,200万円のお金をこの戸別所得補償制度で交付をい

たしております。

現在、この戸別所得補償制度があります。ありますのでそれを利用させていただいて、市内の農業者の所得の維持と言いますか、それに活用させていただいておりますけれども、今後、この戸別所得補償制度がどうなるか、それこそ農政の根幹にかかわる問題ですので、その辺がまだわからないということですので、当面あるものについては利用させていただくということで今はいっておるということで、御理解をいただきたいと思います。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 私も戸別所得補償については喜ばないところがあります。というのもTPPの導入を視野に入れた政策の一環だと思います。こういったことなんですが、生産者米価を上げてくれたほうが、ほんとに農家にとってはよいことだと思います。

そこで、この制度のねらいである麦と大豆の生産拡大や経営改善の効果というのは、どのようなことが上げられるのでしょうか。麦や大豆の生産拡大と経営改善の効果についてお願いいたします。

副議長（布施文子君） 秋枝建設経済部次長。

建設経済部次長（秋枝秀稔君） 戸別所得補償によります麦、大豆等への支援ということでございますか。

それにつきましては、麦、大豆につきましては、産地資金の交付金という助成がございまして、大豆につきましては、特定農業法人につきましては例えば3万5,000円の交付ということになっております。認定農業者につきましては、これが2万円になるということです。そういう若干の優遇措置などをしております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 通告表の4番として、担い手の育成と確保の具体的な政策についてお尋ねいたします。

2010年の農業センサスによりますと、美祢市の農家戸数は、過去15年間で小規模な農家を中心に約1,000戸が減っています。先ほど答弁にありましたが、農家の平均年齢が71歳です。農業者が過去15年間で10歳も高齢化していくとを見ますと、農業の後継者、担い手がだんだんいなくなるということを示してい



ると言えます。

このことから、現在の美祢市の水田農業は、高齢者が農業に従事できなくなるといったことが、農家の減少の確実な減少にあらわれています。そして、この引き受け手がない場合は、不作付とか耕作放棄地とかの発生する状況になってしまいます。そこで、総合計画では、認定農業者、特定農業法人、特定農業団体の担い手の数を平成26年までに189と、約50団体を増加していくと設定されていますが、この達成に向けて目標数、どのような対策を講じられるのでしょうか。お尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 秋枝建設経済部次長。

建設経済部次長（秋枝秀稔君） 担い手の育成確保の具体策についての御質問にお答えいたします。

新規就農者が新たに営農を始める際や、農業法人が生産拡大などを行う際に必要とする資金の手当てなどの施策、それから資金面からの支援、新規就農者の土地借り入れに対して借地料を補助するなどの施策を行っております。

また、担い手の確保につきましては、県、市、農協などで構成される農業振興に関する農業改良普及協議会や、農林業農山村振興協議会での啓発活動や研修会の開催、相談窓口の開設など、幅広い支援を行っているところでございます。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） ありがとうございます。ことしから導入された環境保全型農業直接支払い支援対策は、農業法人に加入していない農家の支援が大切になるものかと思いますが、この周知徹底や指導はどのようにされているのでしょうか。

副議長（布施文子君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今の御質問にお答えいたします。

その制度につきましては、6月1日の広報、市報におきましてお知らせという形で掲載のほうをさせていただきました。それで、応募者につきましては、1名ほどありましたが、その方に対して今審査中というところでございます。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） これは反当たり8,000円ほどの支援があるので、やはり

環境保全のためにも指導がいるのではないのでしょうか。いきなりはだめなんですね、これが。稲作を植える前に、レンゲかなんか植えていなければいけないと。それから、エコファーマーの認定を受けておかねばいけないとかたくさんあるので、そういったことをやはり知らせていく必要があるかと思います。

今の消費者のニーズはほんとに安心・安全な食料、また無農薬か低農薬、減農薬で化学肥料を使わない有機肥料の栽培がほんとに求められています。こういった有機野菜でまちおこしをしたいと考えております。10日にも述べましたが、こういった有機野菜の農家レストランなどで、美祢市を活性化させていきたいと考えております。

5番目として、市内で消費する市内の生産 市内で使われる つまり地産地消ですが、この具体的な施策についてお尋ねいたします。

一番手っとり早いと言ったら失礼ですけど、一番たくさん地産地消に向けて前に進むということができるというのは、直売所に農産物を出すことと、学校給食の食材を使うことだと考えます。地産地消が言われていますが、ほんとに地場の農産物の学校給食での使用比率の向上のためには、どのようなことが必要だと思われるのでしょうか。

以前にも学校給食では質問しましたが、お米に対しては100%だと言われました。それからハウレンとかの食材については、ちょっとパーセントを覚えていませんが、取り組んでおられるようでしたが、なかなか難しいということで、この地産地消に向けた取り組みの課題と言うか、どういったことがあるのでしょうか。これは学校教育でしょうか。お願いいたします。

副議長（布施文子君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） いきなり質問を受けまして、ちょっと考えているところでございますけれども、学校給食におきまして地産地消の取り組みを進めるということが大切であるがというふうな御質問だと思いますけれども、基本的な立場で、学校給食の食材の調達等について考えますと、申すまでもありませんが、市場経済のもとにあるわけでございますので、消費者のほうはよりよいものをより安いところから購入するというふうなことであろうかと思いますが、生産者のほうは、より高くたくさん売りたいというふうなことであろうかと思いますが、その需給関係の中で価格が決まっていて、売買が成り立っていくということであらうかと思いますが、そ

れを通して社会全体の利益が増進されていくということであろうかと思えます。

そういう点では、給食の食材につきましても、ちょっと誇張があるかもしれませんが、世界各地から求めているというところもあるかなというふうな気がしてございます。しかしながら、給食につきましても、食材が旬のものであると言いますか、新鮮であると言いますか、おいしいものであるというふうなこともまた、考慮に入れなきゃいけないかなというふうに思うところでございます。よくフードマイレージと言いますか、なるべく近くから新鮮なものを調達する。そして、安全・安心を確保するというふうな点もあろうかなというふうに思っているところでございます。

ただ、そうは申しましても、地産地消を進める場合には、必要な量が必要なときに必要な量だけ安価に手に入るかどうかというふうな、そういうふうな問題もあるかというふうに思います。農産物と言いますのは天候に左右されることもありますので、十分に必要なときに確保できるかというふうな問題もあるかと思えます。献立はかなり前に作成をしまして保護者等に配付しておりますので、そのときに必要な量が安価に手に入るかというふうな問題もあるかと思えます。また、販売するほうにつきましても、給食費という制限がありますので、高いものは買えませんが、しかしながら販売者につきましても、より高く売れるところに売りたいということもあるかもしれません。そういう点では、地産地消ということは、非常に大切でございますし進めていきたいと思えますけれども、いろんな課題もあるということも事実だろかなというふうに思っております。

そういう中でありますが、やはりおっしゃいますように、地元産の食材を購入することで地域の農業の振興あるいは地域おこしと言いますか、そして子供たちの給食をよりおいしい安全なものを提供するというふうな趣旨に沿って、そういうふうなものが提供できるように、関係機関ともさまざまな情報交換をしながら、そしてそういうふうな食材が提供されるような、そういうふうな体制ができ上がれば、給食調理場におきましても、そういうものを積極的に購入して活用していきたいということになるかと思えます。そういうふうな立場であろうかと思えます。

いずれにしましても、農産物のそういうふうなミスマッチがないように、お互いに情報交換をしながら、地産地消が進んでいくように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、ご指名がありましたんで、教育関係の給食については、教育長が今お答え申し上げたとおりですが、三好議員、地産地消地産地消と言うでしょう。意味がよくわかります。その地元でとれたものを地元で食べようということです。それはわかりますよね。今、教育長がお話したように、新鮮なもの、安全安心なものを地元で消費しようということですが、ただし、これも教育長が今申し上げた学校給食の関係で。しかしながら、消費者というのは安いものを一方では求めておるといことです。

この地産地消の地という言葉置きかえてみたらよくわかるんです。美祢産美祢消、山口県産山口県消費、大きく言えば日本産日本国消費まで持っていく覚悟があって、地産地消という言葉をおかしているということです。

食料自給率の問題にかかわってくる、TPPの問題にもかかわってくるんですが、国民が、日本産がおいしい、安全である。だから日本産を食べたい。そのかわり少々高くても日本で生産したものを誇りを持って日本人が食べていこうという覚悟ができるのであれば、本来の私は地産地消であろうというふうに思っています。

ただ、今、地産地消という言葉がひとり歩きして、いかにもきれいごとな言葉で走っていますけれども、国がこの地産地消という言葉を使い出されたときに、そこまでの意図があるかどうかはわかりません。ただそれだけです。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 私もこの地産地消については、余り言葉だけがひとり走っていると思いました。そして、それなので市内で消費するものは市内で生産をするという形を思っております。そして、安全な食料ということについては、やはり子供たちに安全なものを食べさせたいという気持ちがあります。それで、学校給食の現場でやはりそういった地元の、美祢市のものを学校給食に使うという点で、献立とかを言われました。この面について、給食の現場と農業生産者や農協、そして教育委員会との緊密な連携が必要だと思えます。献立を立てるときに、野菜の作付の量や種類など、年間を通じて念入りな検討で栽培計画などを進めて、この美祢市の農産物を美祢市で消費していくというふうに進めていきたいと思えます。

先ほど価格のことを言われましたが、私は思うんですが、安いもの、これはたとえば悪いかもわかりませんが、少しは安心安全なものを食べて病院にいかないのと、

少しは安くてもいいからと思って体を壊すのとの差ではないかと思いますが、やはり健全な心と体はやっぱり食育にあるのではないかと思います。給食費が上がるといっても言われたような気がします、やはりそういった人間の安全なものを食べていくということについては、やはりそういった面で食育ということがほんとに大事になるかと思えます。

そこで、教育現場で特に食育の推進に当たっては、学校給食と併せて学童農園等の体制が効果的だと思いますが、美祢市内の小学校や中学校で、このような子供の農園が整備されているのでしょうか。体験の農業というのは聞いておりますが、こういった農園としてあるかどうか、そしてその設置や費用を含めて、どのように運営されておられるのか、もしもあれば実態をお尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 美祢市の学校におきます学童農園についてのお尋ねでございます。

学童農園と言われますのは、何をお考えなのかちょっとわからない部分もありますけれども、小学校等におきましては、特に子供たちが学校の敷地内で、1人が例えば1区画の土地を分配されて、そこで野菜をつくったりというふうなことをしているところもございますし、学校全体で例えば梨の栽培活動に携わったり、そしてその収穫を味わったりとか、あるいは稲作でございますが、田植えをしてその収穫をして、場合によっては餅などにして食べたりするというふうな、そういうふうな活動をしているところはかなりあるというところがございます。

ただ、その活動につきましては、あくまでもこれは教育活動の一環でございますので、そのような栽培活動を通しそれを食することで、命をいただいたことに対する感謝の気持ちとか、あるいはそういうものを育てることに対することで思いやりの気持ちをはぐくむとか、あるいは一つのことを長く取り組むというふうなそういう力とかいうふうなもの、あるいは働くこと、あるいは農業に対する理解とか、いろんなことを学べるようにというふうな機会にしているわけでございますので、学校で食料生産をして、それを例えば食材として確保するということは目指しているようなものでは全くございません。あくまでもそういうふうな、教育活動の一環として多くの学校でそういうふうな栽培等に取り組んでいるというところがございます。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 私としては、先ほど述べましたように、市民農園のような感覚で、子供たちがつくって農家の方が手伝うというような感じで思っていました。詳しいことはまた御相談にも行ったりしたいと思っております。

次に、災害に強いまちづくりについてお尋ねします。

市長さんは昨年と一昨年の災害を受けて、23年度の重点目標として、災害に強いまちづくりを掲げられました。昨年の水害で、間一髪人命を救助された消防隊員の方の、自分の危険を省みずに勇敢に行動されたことは、私たちの記憶にも残っているところです。使命感に燃えた隊員と地元の消防団員の活躍があるからこそ、私たちの日常、昼夜の生活の安心があるのであって、心から感謝しております。

実際、水害や火災などの災害が起きたとき、住民の情報や地理に、だれがどこにおってとか、何歳ぐらいの高齢者の方がおってよとか、障害の方がおられるとかいったそんな情報や、地理に詳しい地元の消防団員の方の活躍で、災害が最小限に抑えられたという事例はたくさんあります。住民の安心・安全、そして命と財産を守るという今の消防体制を維持していただきたいのです。

今後、美祢市における消防団の統廃合の計画はないと信じますが、もしそうした計画があれば教えていただけますでしょうか。

副議長（布施文子君） 坂田消防長。

消防長（坂田文和君） お答えをいたします。

消防団部隊の統廃合についてでございますが、現在、強制的に統廃合する計画はございません。しかしながら、消防団部隊のほうから積極的な要望、または部隊運用が難しいという意見等がございましたら、統合に向けて話し合いをすることにしております。そうしたときには、消防力を極力落とさない、そして地元の住民の方の理解を得られることが重要だと思っております。

美祢市消防団は、機能別消防団を中国5県に先駆けて導入しております。これによりまして、二つの組織を増やしております。これからも消防団組織の運用につきまして、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6 番（三好睦子君） ありがとうございます。

次に、地震対策についてお尋ねいたします。地震については、地震ハザードマップも策定されております。これを見ますと、避難地である学校や公民館が揺れやすさのレベルがピンクで高くなっております。これらの公共施設の耐震化を検討されているかどうかお尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、三好議員がお手元で開いていただきましたけれども、地震ハザードマップ、昨年作りまして、全世帯に配布をさせていただいたものです。これを発行した時点では東日本大震災はまだ起こっておりませんでしたので、やはりこういうものはきちっとおつくりをして、市民の方にお示ししておくことはほんとに大事なことだなというふうにかえって思ったものです。

今、耐震性の公共施設についてどうしておるかということでしたけれども、これから逐次耐震性を高めていこうということを考えております。ただし、この美祢市においては、非常に全国的にもまれなぐらい地震が少ないところです。有史という言葉を使えるぐらい、記録に残っている、人間が記録を残しておるものから判断をいたしますと、美祢市は日本の中でも、また山口県の中でも非常に地震が少ないところというふうに考えています。それでも、しかしながら、東日本大震災でも想定外という言葉が使われましたように、この美祢市でも想定外が起こるかもしれないということを大前提に、政策、施策をやっていく必要があると思います。

そのまず第1に、我々市民にとってとても大切である子供さん方を安全にお育て申し上げるという意味からも、今、学校の耐震化等を逐次やっておるということで、ことしも大嶺中学校をやりますけれども、大変大きなお金がかかりますけれども、学校の、子供さんをお預かりしている施設から優先的に耐震工事をやっていきたいというふうに思っております。

それから、一般住宅に関しましては、美祢市住宅建築物耐震化促進事業補助金というのがございます。この要綱に基づきまして、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を補助する制度を設けております。これによって市民の皆様の地震に対する安全性の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（布施文子君） 三好議員。あと持ち時間が2分ばかりでございますので、

手短にお願いします。

6番（三好睦子君） 2分でおさえます。

次に、最後の質問になりますけど、情報伝達機能がことしも梅雨の時期を迎えまして、大雨にならないことを願うばかりですが、避難のときの情報伝達機能は適切かどうか、昨年のことを踏まえて、ことしはどのような対策が講じられているのかお尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 言われましたね。時間がない。今の防災の通信設備のことですが、防災行政無線につきましては、市庁舎などに設置される基地局と、それから庁用車に搭載される移動局からなる移動系無線、それから市役所本庁、各総合支所には山口県防災行政無線設備が整備されております。それと、本庁と各総合支所間のみならず、県や各市、町とも、広域な災害が多いですから、無線による通信が可能な設備を整えております。

また、市民の皆様には、現在主に有線告知放送を活用して、災害時の情報提供を行っております。ほかに、さらに希望者に対しましては、気象情報や避難情報を初めとする市民の皆様への安全・安心にかかわる情報をメールでお知らせをいたします。美祢市安全・安心メールを配信をするということ、これを整備いたしまして、今月の15日号の市報でこのことの加入登録の御案内を掲載をいたしております。ですから、ぜひとも市民の方は、今月の15日号の市報を見ていただきまして、確認をしていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、いつでもどこでも災害が起こり得るということ、また我々は昨年の7月に大きな豪雨災害を受けておりますので、そのことを常に肝に命じて、災害に強いまち、市民の安全・安心を守っていく市ということをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（布施文子君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 大変ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

.....  
副議長（布施文子君） それでは、この際、午後3時15分まで休憩をいたします。



午後3時00分休憩

.....  
午後3時14分再開

副議長（布施文子君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

2番（岡山 隆君） 皆さん、お疲れさまでございます。一般質問最後の質問者となりました公明党の岡山隆でございます。終わりよければすべてよしということであるように、皆さんにお役に立てる、内容のある一般質問を心がけてまいりたいと思います。

このたびの一般質問では、質問者が10人、二けた台ということで、非常に私は質問者が多いということは、ほんとに喜んでおります。これが例え美祢市議会議員選挙があろうがなかろうが、常に10人程度はしていくことが市民の皆様の御意見、御要望を受けとめていけば、常に10人程度の質問が出てくるんじゃないか、そのように思っているわけでございます。

前置きはこの程度にしまして、まず初めに、美祢市環境衛生の取り組みは大丈夫かについて質問いたします。

環境衛生につきましては、WHO世界保健機構によると、私たちが心身ともに健康的で快適な生活を営み続けるために、さまざまな原因により、健康上もたらされるそういった危害を防ぐために、施さねばならない施策であると言っておるわけがあります。そういった施策を施すのが行政の役割であるわけであり、衛生施策のそのほとんどが環境衛生の分野と言われております。

今回は、そういった意味におきましては身近な環境問題の中から、ごみ問題に焦点を当てていきたいと思っております。それで、いわゆるごみは、工場や事業所等から排出される産業廃棄物と、家庭等から排出される一般廃棄物の2種類に分けられます。これは皆さんも御承知のとおり。環境白書（平成18年）によれば、我が国は産業廃棄物として年間4億トン以上、それが最終処分で見積もるのはその約6%の、それでも2,500万トン、そしてまた家庭ごみとしての一般廃棄物は年間約5,000万トン排出されているということで、普通石油タンカーで50万トンのタンカーで、世界で一番大きなタンカーですけれども、その100倍という、

それだけの家庭から出るごみというものがたくさんあるということが、こういったことからわかってくるわけでありませけれども。

我が国のごみ問題は、明治33年にこの汚物掃除法が公布されて、汚物掃除が市町村の義務となってより、種々の変節を経て、現在は平成12年に制定されました循環型社会形成推進基本法に見られるように、極力ごみを出さない社会づくりを目指した活動ということで、エミッションゼロ、排出ゼロ運動へと運動が推移しております。特に、3Rについてリデュース廃棄物の抑制、リユース再使用、リサイクル再資源化ということで、さらには日本のもったいない精神を広める、こういったキャンペーンなどが行われているわけでございます。

そういった中で、毎日家庭から排出されます一般廃棄物であるごみには、さまざまな種類があるわけでありませけれども、近年、全国で出るごみの量は増加傾向にあり、ごみ問題は、今や数ある日本のこういった環境問題の中でも大きなウエートと言いますか、問題となっているわけでありませ。中でも、生ごみを始めとした台所から出るごみや紙類、食料品、残飯です。そういった食料包装のパックなどプラスチック類がその大部分を占めているわけでありませ。

美祢市ではこの生ごみや、紙類などは業者の回収車によって、カルストクリーンセンター処理施設に搬入しております。そこでこういったまた空き缶や古紙などは資源ごみとして自治体によって指定された業者によって回収されまして、資源化施設に運ばれて、再資源化されている状況となっております。今や、あらゆるごみを減らして、捨てる方を工夫することが求められており、私たちの生活習慣を一段と工夫することが求められている、こういった省エネルギー対策が非常に重要になってきているわけでございます。

美祢市ではこういった家庭ごみ、特に生ごみの処理に大量のエネルギーが使われている現状に視点を当てて、各家庭が生ごみの堆肥化等に取り組むことが、省エネルギーにつながるという考え方を市民に普及啓発していこうということについて、先日の5月26日の美祢市の環境衛生推進協議会総会で確認したところであります。これについては、私も地元地域にあって区長をさせていただいておりますので、その会員の1人としてこの5月25日、秋吉公民館でありましたこの総会に出席させていただきました。しっかりと講師の話も聞きまして、今回、美祢市ではこういった平成23年度美祢市環境衛生推進協議会市総会資料として配布されているわけで

ございます。

そういったことで、その中で省エネルギー普及啓発として、段ボールコンポストモニター事業がこの中に書いてあります。非常に私は、大変によい事業だな、このように思っております。そこで村田市長にお尋ねいたしますが、どこまでこの段ボールコンポストの事業を本気で進められようとしているのか、最終的に生ごみの段ボールコンポストによる堆肥化については、美祢市における1万1,690世帯のうち、どの程度まで推進されようとお考えなのでしょうかということであります。

私は、そのうち3割か5割の世帯が、継続的にこの段ボールコンポストによる堆肥化を実用化できれば、もう大成功と私は思っております。村田市長の、今後この段ボールコンポストの活用によって堆肥化を進めて、生ごみをほんとに減らしていく、こういったことを村田市長のこの決意のほどをお尋ねいたしまして、まず第1回目の質問といたします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、岡山議員の御質問にお答えをいたしたいと思いません。

決意のほどを申し述べる前に、なぜ段ボールコンポスト事業を取り組むようにしたかということ、ちょっとお話をしておきたいと思えます。今、岡山議員が御質問の中で触れられましたけれども、家庭ごみのことをおっしゃいました。一般廃棄物として。実は、岡山議員御承知のように、この美祢市のごみの処理場、これにつきましては岩永にありますけれども、カルストクリーンセンター、RDFです。これは火を使わずに、基本的に、焼却せずに固形燃料をつくるという仕組みの施設です。

このRDFをつくるということにおいて、家庭の生ごみが非常によく影響を与えているということ、まずお話をしておきたいと思えます。

現在、年間、岩永のカルストクリーンセンターに持ち込まれますごみの量が約7,000トン、このうちどの程度生ごみが入っているかということ、実に4割なんです。4割が2,800トンですか、生ごみということです。また、その生ごみの中に占める水分の割合、これが実に7割ということです。ですから、7,000トン入ってきて、そのうちの実に約2,000トンが水分、水ということがあります。この全国にあります今の固形燃料化施設につきましては、実はこの水分の処理が大

変な大きな課題になっておるといことです。これは美祢市においても同じといことです。また、ごみは増えているといことで、大きな社会問題化しているといことです。

この生ごみについては、例えば輸送、これRDFをつくる段階で水分量を飛ばさなくちゃいけませんので、これにちょっと火を使いますけれども、多くのエネルギーを費やすといことです。ですから、家庭で出される生ごみをどうにかサイクルをさせて、施設のほうに持ち込まない、持ち込む量を減らせる方法はないかといことに立ち至ったのが、段ボールコンポスト事業に立ち至ったといことです。これはことしやるようにしています。

先ほど美祢市環境衛生推進協議会のお話をされましたけれども、こちらのほうの御協力を得まして、モニタリング事業をさせていただきたいといふうに思っております。このことをもって、実をいうと生ごみをリサイクルさせるとい行為です。美祢市内で。堆肥化しますので。これが全国に誇れるほどの美祢市民のライフスタイルになってもらいたいといのが私の願いです。

ですから、今おっしゃった決意のほどといことですがけれども、ことしをこのモニタリング事業の実績、どの程度効果があるか、また実効性があるかといことを確認をさせていただきたいと思います。それをもって今後全世帯に広げていくのか。地域特定からまず入っていくのか。いろんな段階があるかと思いますがけれども、今回のモニタリング実験を経まして、今後の方向づけを明確にしていきたいと思います。

いずれにしましても、リサイクルをしていくといことは、きのうから一般質問の中でいろんなお話が出ましたけれども、地球環境に優しい人間としての生活を営んでいくといのは大きな流れになったと。特に、日本国民にとってこれは大きな命題になったといふうに思っていますので、その一環としてもとらえております。ですから、この段ボールコンポスト事業については、鋭意取り組んでまいりたいといふうに思っています。

以上です。

副議長（布施文子君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、市長のほうから、とにかくごみを全般的に減らしていかなばならないといことで、もう大量のエネルギーを浪費する、時代を転換しな

ければならない。もう環境負荷を低減していこうと。そのための段ボールコンポスト事業、モニター事業だということを今、説明を受けました。とにかく今、私も含めて、今、時代はなんでも使って捨ててしまうと言うか、私たちの生活のこういった習慣スタイルを、ほんとに変えて見直していかなばいけないと思っています。それを各個人でやれと言うても、行政がまず指導してリードをしないと、なかなか個人ではできないかなという思いがします。

そういった面で、今後、段ボールコンポスト事業ですけれども、そういった中に微生物が入っている土地を、その段ボールコンポストの中にやっぱり入れなくちゃならない。そして生ごみを入れていって、そして堆肥化していくという形になると思います。非常に生ごみの水分、もう7割、8割水分がありますので、これによって堆肥化していけば、ほんとに少しの畑があればそれにしっかりとまいていくと。普通、20から40キロの堆肥なんかを購入するとやっぱり四、五百円かかる。そういった中で、今回そういった微生物の入っているそういったものを、今後段ボールコンポストの中に入れなくちゃならない、段ボールコンポストの中にただごみを入れたって何もなりませんから、お金がやっぱり要るわけです。だから、その土壌と言いますか、微生物を含んだそういったものというのは、今後モニター事業としてやるけれども、その値段と、今後そういったものは個人がお金を払って買わなくちゃならないんか。その辺について、どういった今後モニター事業、非常にいいってわかったならば、その辺のところについてはどのようになっているか。その点、ちょっと再質問したいと思います。

副議長（布施文子君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは、お答えをいたします。

まず、そもそも段ボールコンポストというものはいかなるものかということから御説明を申し上げます。

段ボールコンポスト、文字どおり段ボール、入れ物は段ボールのようなものを使ってということで、その中には、通常今言われておりますのは、使われておりますものは、ピートモスという機材が使われております。そのピートモスというものの中に生ごみを混入いたしまして、それを攪拌することによって、好気性の微生物によって生ごみが堆肥化されるといったものでございます。

只今の御質問にありましたように、機材としてピートモスというものを使うわけ

でございます。通常段ボールには20リッターぐらいのピートモスを使用するというような様子でございますけれども、20リットルのピートモスは、市場価格でいいますと、ホームセンターなどでは五、六百円なりの購入、入手するための費用がかかるわけでございます。このピートモス以外にないものかということも、今回のモニタリング事業でのいろいろと検証なりをすべきところかというふうに思います。本格実施ということになれば、なるべく経費は少なくできればということが前提でございますので、今後の検討課題というふうに考えております。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、御説明があったんですけれども、ピートモスと、これ20リッターぐらいで四、五百円ぐらいということで、実際、畑がある方は段ボールコンポストで、大中小ぐらい、いろんな形があっというんと思うんですけれども、アパートは、おっても小さい段ボールコンポストで、そういった形でプランターとかいろいろ家庭菜園とか、いろんな面でさまざまなニーズがあると思いますので、その辺もいろいろ考えていただきたい。

また、我が家にかつかつ畑があれば、こういった形でどんどんやれば、20リッターで四、五百円かかるといっても、逆にそれによって生ごみを入れて量が増えます。そして堆肥がふえますので、四、五百円ぐらいだったらもとがとれるなということも考えないわけじゃないんですけれども、どうかこの辺については今後ともしっかりと、行政としても生ごみを減らしていく上においては、非常に大事なモニター事業になると思いますので、今後しっかりとこういったデータなり、またほんとに進めていく、ほんとに普及していくための方策というのをさらに考えていただきたいと思っております。

1番目、2番目。2番目についても若干関連がちょっとありますので、2番目の質問に、次に移りたいと思います。

次に、美祿市は生ごみを回収業者がカルストクリーンセンターに搬入して、この施設で破壊、選別、整形することで固形燃料化する施設であります。このごみ燃料化施設、俗にRDF施設を美祿市では導入しているわけであります。このカルストクリーンセンター施設で、この固形燃料化したものを宇部興産株式会社伊佐セメント工場が、1トンにつき10円を美祿市に支払っているわけであります。こういっ

たRDF固形燃料を受け取った伊佐セメント工場は、その自家用の火力発電所用の燃料として使用して、電気を今、工場を動かすための電気をつくり出しているわけであります。

また、このRDFを焼却処分して発生した廃却灰等は、セメント原料として使用されるというのは、もう皆さん御承知のとおりです。そういうことで、不燃ごみというか、燃やすと問題のあるごみについては、多くは破壊、選別によって金属類等の回収や塩化ビニール、プラスチックなど、こういった資源回収がそういった面では行われて、残りが産業廃棄物、最終処分場で埋め立て処分となっているところであります。

それで、問題となっているのが、今ありましたように、生ごみが水分7割から8割含んでいるので、この生ごみを乾燥炉内でごみの中に含まれている水分を除去する際、このRDFごみ燃料化施設の乾燥炉の温度を下げってしまう。非常にそういった面では、今、RDFの乾燥に使っているこのボイラー燃料使用コスト、今、またちょっと油がコストが上がっておりますけれども、こういった燃料使用コストを上げることになってしまう。

そういったことで、今後どの程度まで生ごみをこの段ボールコンポスト、こういった事業、モニター事業から実際実施事業に移して行って、そしてRDFの生ごみの乾燥炉で、要するに生ごみがたくさん今まで、さっき何ぼあるというたかな。2,800トン、これを逆に段ボールコンポスト事業のモニターで1,400とか半分ぐらいになれば、3割でもいい。なっていったら、このボイラーの燃料コストがかなり私は削減できると思っております。そういった面で、今後そういったことにもリンクして、相乗効果が出てくると思っております。そういった面で、今後このボイラー燃料使用のコストをどの程度まで削減しようと、そういった対策を実施しようとお考えなのか、この点について2番目の質問としてお願いします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の御質問ですが、カルストクリーンセンター、最終的に持ち込まれる生ごみの中、2,000トン水分があると申し上げました。これをRDFとして固形燃料化をするために、ちょうど具体的に申されたけど、ボイラーである程度水分を飛ばさなくちゃいけない。十数%の水分含有率ぐらいまで下げなくちゃいけません。そうすると、今、年間を使っておる灯油の量ですが、年間で実に

27万リットルの燃料を使っておるということです。灯油を。ですから、この生ごみが減ってくることによって、この27万リットル使っておる灯油コスト、使用料が大幅に減ってくるだろうということが思われます。それに併せて、燃焼しませんので、地球温暖化に対してまた非常にいい効果がある。両面からこの段ボールコンポスト事業を、モニタリングが終わった後、広げていくことは非常に大きな行政コストの削減にもあるし、また地球温暖化防止にも役に立つ。そして、水分を飛ばした生ごみは堆肥としても使っていただけるということで、一挙三得ということが言えようかというふうに思っています。

以上です。

副議長（布施文子君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） そこで、今市長も言われましたけれども、段ボールコンポストモニター事業、これを実施化していけば、今、現在RDF施設のこの灯油というのは27万リットルということ、年間。それは灯油コストに換算していけば大体もう2,600万円程度かなと思っております。それがこの段ボールコンポスト事業、ほんと皆さんが行政の力強い御指導で半分なんか減っていけば1,300万です。すごい金額になるわけです。

そこで、この減った分については、ごみ袋をただにせえとかいろいろすぐ出てくるなという、そういったことも言いたくなるんですけど、もうあえて言いませんけれども、より一層私は、段ボールコンポスト事業がより市民の皆さんに普及していく、そういった経費がもし成功して実現できれば、そういった段ボールコンポスト事業のためにしっかりと私は浮いた分のお金というのを使っていけば、より一層いい循環型になりまして、例えばさっきピートモスとか何か、そういったやつについては、よく使われる方については年間10袋使えば1袋、2袋無料で提供するとか、そういったいろいろ考え方がありまして、そういった事業をどんどんどんどん進めていくことが私は必要じゃないかと思えますけれども、この点については、まだ形になってないところもありますけれども、市長の構想という、その辺についてちょっとお尋ねしたい。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先ほど申し上げましたけど、日本国に先駆けてリサイクル社会を具現化していく、実現化していこうというのは、きのうからいろいろ話してい



ますけど、秋吉台が持っている、それに象徴される、この美祿市は非常に清廉なイメージです。それを全国に発信できるという思いもありますし、ぜひとも、再度申し上げておきたいけれども、この事業についてはぜひとも、モニタリングが成功して実現化できるように頑張っていきたいなというふうに思っています。その結果としていろんなことがまたプラスとして生じてきますので、市民の方にどういう形で還元するかということは、またお話をさせていただきたいというふうに思います。

副議長（布施文子君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 村田市長の心強い御回答、ほんとに心から感謝を申し上げます。普通であればなかなか濁されるわけでありましてけれども、きちっと、今後ともよりそういった段ボールコンポスト事業、きちっと実施できたら、こういった市民の皆様、より使い勝手がいいような循環型社会をきちっと築いていく、こういったことも言われましたので、この件については再質問は終わります。

続きまして、管理型最終処分場の設置されていますこの水質管理及びこの施設の維持管理体制と想定外のゲリラ豪雨によって、最終処分場施設からこういった防壁から排水があふれ出た場合における対応と、この水質管理体制について。こういった大嶺町の奥畑地域の住民への説明責任体制というのができているかどうか、再度お願いするんですけれども、今回の東京電力福島第一原子力発電所の件でいろいろ、実際もう原子炉はメルトダウンしていたにもかかわらず、こういったことも後々になってしまった。そのときにはもう正門近くには高い放射能が出ていて、もうメルトダウンも、当然専門家が見たらわかっていた。そして避難の誘導も非常に遅れていた。そういった面で、学校の運動場についても、ぱっとすぐのけて対応するとか、そういったところがなかなか後手後手になっているなという、何で早うできんかって思うんですけれども。

そういった面について、ちょっと角度が違いますけれども、管理型の最終処分場にありますがこの例えば水は、去年みたいなゲリラ豪雨がぱっと出た場合、その辺の市側の説明責任、この辺について、どのような責任体制のもとで行われているのかどうか、この点についてちょっとお尋ねいたします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、原発事故の話から、我が市の最終処分場の話をされました。施設の本来の目的は違いますけれども、万が一その対策を誤れば、周りの方に

危険、危害を及ぼすということがあり得るという意味では、やはり同様かなという認識は持っております。

私どもの一般最終処分場、ほんとに地元の皆様の御理解が得られたからこそ、あそこに設置ができておるといふふうに思っておりますので、地元の方々の御理解、ほんとに感謝をしておるところであります。

これが、もう設置が平成12年から設置をされたということで、12年目になっておるといふものでございます。今、昨年のゲリラ豪雨に関連して、水が結局降ってそれが浸潤して、抜けて、よろしくないことが起こるんじゃないかという意味の御質問だろうと思います。

この浸出水の処理施設が一応持っております。持っております、あそこは。この1日の処理能力は20立米ということでございまして、最終処分場の水は大体3日から4日かけて処理工程を通過をいたして、場外に放流をされるというふうな仕組みになっております。この放流をされます水につきましては、専門検査機関、分析業者に検査を依頼をいたしております。現在までのところ、異常は起こっておりません。非常に健全な水をお流ししているということでございます。

昨年の7月の集中豪雨、非常にたくさんの水が降りまして、1日だけ最終処分場に水が上にかぶったというか、浮いた状態がありましたけれども、これは1日でちゃんと引きました。現実的に、特に厚保地区を中心に被害、災害が大きかったですから、今回も東北のほうでがれきとかいろんな物すごいごみが出たでしょう。昨年のうちの7月豪雨でも非常にたくさんのそういうものが出ました。それは最終処分場のほうに持ち込んでいただきましたので、それをきちんと歩いて、中で整理をして出していただくという状態まですぐ回復をいたしましたので、その意味では、きちっと機能をしておるといふふうに考えております。

それから、地元の方への周知と言いますか、ことでございますけれども、特に近々においては問題が起こってないということで、地元の方に対する説明会等は見送っておりますけれども、最終処分場に関します地元の6行政区につきましては、井戸水の水質検査を実施をしております、その都度関係地元代表者の方々へその結果をお知らせはしておるといふ状況でございます。必要であれば、地元の方々へそういうふうな説明会を設けるといふことも必要かなというふうに私は感じております。

以上です。

副議長（布施文子君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） しっかりとそういった事柄に関しましてはやっていこうということでしたけれども、いずれにしても、いろんなさまざまな管理型のこういった処分場に関しましては、やはりちゃんと管理しているけれども、さまざまな問題点も起こると。だから、まずいところはちょっとあんまり報告すまいとかじゃなくて、やっぱり地元の方の信用があって初めてそういった施設というのを運用していただけることになりますので、どうか、例えば管理型のこういった水質検査装置が、例えばきちっと定期的にメンテナンスができていっているかどうか、こういったところもちゃんときちっと装置が動いていますよ、データはこうです。そういったこと等、またいろんなさまざまな水質のデータ、SSとかpHといろいろありますけれども、有機金属がありますけれども、そういったところのデータもきちっと私は情報開示していくと。

今回、去年のゲリラ豪雨で水があふれそうになったと。そういった中で上の水のあれはどのぐらいの水の品質であったか、そういったところまでできればデータをしっかりと私は情報開示をされたほうが、ほんとに、「ああ、市がここまでやっておるんか」と、ここまでしなくてもいいけれども、それを年に1回ぐらいでも地域の皆様にそれを知っていただくと。原発も信頼関係があって初めて運転できるわけですから、どうかその辺について、ちょっと説明責任のあり方についてはきちっと、年1回がいいか2回がいいか、よう考えられて、そういったうちの住んでいる地元もデータを、例えば夜、防音です、60デシベル、上限がありますけれども、そういったところをちょっとわずかオーバーしているところもあるわけです。だけど、そういったデータを最近はもちろん地域の人に見せるようになりました。非常にこれはいいことだなと私思っております、そういったこともこういった管理型の、奥畑の最終処分場に関して、そういったことをきちっとやっていただきたい、そのように思っております。

市長も相当前向きの方角でやると言われましたので、お答えは結構ですので、その点についてはよろしくお願い申し上げます。

さて、続きまして、次の質問ということで、地震の少ない美祢市へ「おいでませ企業誘致」戦略についてということで、1960年から80年ぐらいにかけて日本

国内の産業発展に向けたこういったインフラ整備や新産業都市の産業誘致政策といった国の産業政策の方向に沿って、全国の自治体は工業団地の整備において各種の優遇措置の充実を図って、大手企業工場をターゲットとして企業誘致活動を行ってきたということはもう皆さん御承知。

ところが、20年前のバブル崩壊後の景気低迷で、大規模な施設投資は国内において縮小していった。人、物、産業などが時代とともにグローバル化するに伴って、この企業の製造拠点がアジアを拠点とする海外へ大手企業は競って移転していった背景があります。こういったことで、国内の工場立地が減少し、全国各地で工業団地の売れ残りが発生した。美祢市も御多分に漏れず、現在3分の1程度が売れ残っている。そういうことで、まさに企業誘致は極めて厳しい環境下であり、各自治体の土地開発公社の解散が象徴しているように、そうした観点から企業誘致振興策の役割は終えたとの厳しい見方もあるわけであります。

しかしながら、経済産業省の工場立地動向調査によると、5年前から若干少ないながらも工場立地が上昇傾向と。が、3年前のサブプライムローンによる、端を発したリーマンショックによって、百年に一度の世界同時不況が国内の企業誘致に大きな影響を与えたということで、そういった面では物づくりは日本の根本であり柱であると。工場誘致は、適地適産の原則にのっとれば、企業にとって一番都合のよい場所に工場を立地するわけであります。そういった観点を冷静に評価すれば、美祢市には企業誘致のために最大の武器がある。何か、それはということになるわけでありますけれども、それは企業誘致するに当たり、美祢市は大地震や大津波の発生がないことなんです。これは売りです、今。それで日本付近で発生した主な被害地震、気象庁山口県調査においては、もう上位であり、美祢市はもう最上位クラスであるわけであります。また、ここ十年間は公共事業に依存するこの地域活性化に余り期待できなくなったため、全国一律の産業政策に自治体が右へ倣えとしていたのでは、厳しい地域間競争にはもう勝てないと言われていた。ある地域振興戦略が各地方自治体に求められるようになったということで、公共事業が減った分を補って余りある産業をどうしてもこの地域から振興していかなばならない。希望の持てる未来図は描けないわけです。しかしながら、企業誘致はさっき言ったように厳しい環境下にある。結局のところ、産業構造の変化に対応した明確な誘致戦略のもと、地道な努力を続けることが、ちゅうても最善の策である。美祢市への企業誘致

政策はさらに進化し続けなければならないということで、美祢市の企業誘致優遇措置は、企業立地奨励条例、企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例、そして過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例があって、美祢市内に進出するすべての業種に取得税、固定資産税の3ヶ年の免除があります。

また、二つ目には、市内在住の従業員1名につき20万円の雇用奨励金の交付優遇措置があるわけでありますけれども、がしかし、この山口県が行っている企業誘致優遇策では、普通1万から2万かかる土地の価格を、もう80%のディスカウント、ほとんど1万やったら2,000円ぐらいで売り出している。こういった状況の中で、なかなか美祢市も、現在の美祢市の優遇措置では難しいなと。ということで、今、美祢市におけるこの優遇措置以外に、企業立地補助金を大幅に拡充するお考えはあるのかどうか、また、企業誘致に伴って発生する住宅の拡幅法など、総合的に人口定住策も同時に進めていかねばならないわけであります。そういったことで、美祢市に企業誘致しても住むところがなければ他市に居住することになり、市民税も入ってこなくなる。そこで、市内での賃貸住宅状況や伊佐町とかの雇用促進住宅の購入など、企業誘致に伴う人口定住策については、市長はどのようなお考えを持っておるかということでお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員、この企業誘致は、ほんとにバブルのころは随分言われました。これはただ古い話じゃないです。これからどんどんやっていくべきことと思っています。だからこそ、この時代だからこそやっていく必要があると思います。

この定住促進にこの企業誘致は欠かせない。私は、思っています。ちなみに、お答えをする前に最近の企業誘致の状況を先にお話をしておきましょう。来年の4月に建材の建具メーカー2社が操業を開始される予定になっております。それから、合併前の平成15年からのことを申し上げますと、この8年間、このことを申し上げますと、市内に8社、八つの会社が進出をいただいております。この雇用につきましては約70名ということで、そのうち約半数の方が美祢市内の雇用の拡大につながっているということが言えようかというふうに思っております。

それから、以前からちょっと申し上げましたけれども、現在まだ公表は差し控え

させていただきたいと思えますけれども、先方の御都合がございますので。数社と今、交渉を継続中であります。これも具現化して、発表ができる段階になりましたら皆様方に御公表を申し上げたいというふうに思っております。

それと、今の土地の大幅値下げとか、それから税の優遇措置とか、実は工業団地、それから企業立地を求める場合、今はもう競争の時代なんです。売りがないとだめ。幾ら頭を下げて、売りがないとだめなんです。ですから、うちの場合は、これはさっき触れられたですか。海を持っておりませんから、大量に船で物を運ぶことができないかわりに、この3万弱の市に高速道路のインターチェンジが三つある。だから陸の港です。陸のポートが三つあるということは非常に売りです。早いスピードで物流を起こせるということがあるということです。

それと今、地震のことをおっしゃいましたけれども、気象庁が発表しております記録によりますと、過去数十年間の間に美祢市内で震度3の地震が2回だけ。震度4以上の地震はこの美祢市内で記録がないんです。ですから、今、東北で毎日のように地震の警報が流れています。テレビのテロップで流れますけれども、震度3とか4とか流れていますけれども、あのレベルの地震は、美祢市では過去2回しかなかったということで、非常に地盤が強い。おまけに断層が、菊川断層がありますし、俵山断層というのがありますけど、余り大きな断層がありませんし、これから先大きな地震が起こりづらいであろうというのは想定できる地域です。

現実的に、先日、ある会社のかなり大きな会社ですが トップの方とお話をさせていただきました。その会社の方は、今、企業進出を考えておられるわけ。そのことを申し上げました。そしたら、目が光りました。それはほんとに、今、企業のトップの方々は地震に対して非常に慎重になっておられる。特に、今の北陸の内陸部です。津波の被害は随分テレビで流れましたけれども、北陸、東北の内陸部には日本の工場群が林立しているわけです。それが大ダメージを受けています。そして、こないだの大震災の余震の最大余震は、このあと数年間に震度8程度のこと起こりうるというのが気象庁の予測ですので、そうすると、今、震災を受けたところがあそこに建て直すかどうかということも含めて、また新たに企業誘致を考えておられる方については、この地震に対する強さというものはうちの売りだろうと思っています。ですから、先ほど申し上げたように、うちの売りとすれば、陸のポートが三つある。そして地震に非常に強い。その上に土地が安い。税についても

ある一定の考慮がしてもらえるととなると、やはり触手が動くんじゃないかというふうに思っています。

今、この企業立地をしていく大きな機会が訪れておるだろうと思っておりますので、鋭意、今そのスタンスで動いております。今、地震のことを含めて、この4月以降、数社からの問い合わせ等ありますので、先ほどの、今継続的にやっておるといような話とは別に、こともありますので、いろんな面で今後、美祿市に新たに企業立地がしていただけるように、最大限の努力、汗をかいていきたいというふうに思っています。またいろんなことで、また市議会の御理解を得ることも必要になることがあるかもしれませんが、そのときはよろしくお願い申し上げます。

副議長（布施文子君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、最後の質問ということであります。最後に、企業誘致推進への立役者「営業マン」の育成と公募についてということであります。何とか4時に終わろうと思えますけれども、1時間程度になるかなという思いで、残り時間あと七、八分あります。しっかりとそれまでにやりたいと思っております。

この営業マンと育成と公募については、もう美祿市では村田市長みずからがトップセールスされているというのは、美祿農林開発、この竹箒の件、こういったこともよくわかっておりますし、今回のこういった企業誘致に関しても、しっかりとみずからがそういったことをされているということで、ほんとに心強い市長だなと。なかなか有言不実行な方が多いけれども、有言実行という形で、そういった面ではちゃんと評価しております。

そういったことで、私はしっかりと営業マン、立役者です。しっかりと引っ張っていていただきたいということなんですけれども、今後、企業誘致のためには、当然、さっき言った売りが高速道路、三つインターチェンジ、そして、それと同時に地震のないということをもう全面的、もう震度4はない。3も二つ三つ程度と。当然もう売りにしていかなくちゃならないです。

がしかし、ちゅうても、当然企業誘致のためには税制優遇措置をやっぱり一応きちっと高めていかなくちゃならないということで、そういった中であって、また今市長みずからちゅうても営業をやるちゅうても、トップセールスも限界がありますから、問題は、今後、今、所轄が総合政策部の商工労働課が担当とは思いますが

ども、今後、企業誘致を行う営業マンについて、非常勤職員として採用して、そしてこの報酬を企業誘致が成功すれば報酬が月数十万円とか、成功報酬として資産投資額の数%、いろいろあると伺っております。この点について、市としてこの企業誘致、企業誘致の推進員の設置というのをお考えであるかどうか。また、この企業誘致推進するための設置要綱の中で、営業を行う例えば非常勤職員のこういった報酬とか、また成功報酬とか、この要綱の中に入れていく方向にはなろうかと思えますけれども、そういった月の報酬とかまた成功報酬とかには、通常この要綱の中にはこういった金額とか要綱が入っているかどうか、この辺について、もしわかれば説明していただければ助かります。よろしく申し上げます。

副議長（布施文子君） 松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 只今の御質問にお答えいたします。

山口県内ではこのような条例、要綱等は定めた自治体はまだ聞いておりません。ですが、県外では、九州を始め東北地方もこのような企業誘致専門員というような制度を設けておりまして、この制度で、身分は嘱託職員もしくは、非常勤職員という身分を設けております。それで、今御質問の中にございましたように、報酬等につきましては、月額報酬の場合もございまして、成功報酬という形で支払われる場合もございまして、調べたところによりますと、月額報酬は30万から40万。結構公務員としてはまああの金額を支払っております。成功報酬につきましては、取得した土地の価格の1%、1.5%、これいろいろございましてけれども、そういう形で成功報酬を支払われているところがございまして、平米1万円で、1ヘクタールが1億円、1億円で1%で100万円という金額になってまいりますけれども、事業用地の1%もしくは投資額の数%という形、いろいろ自治体によって異なってまいります。

先ほど言いましたように、山口県にはございませぬので、これから調べていくようになろうかというふうには思います。

以上でございます。

副議長（布施文子君） 岡山議員、あと2分で。

2番（岡山 隆君） あともう時間が3分ということで、3分です。

そういうことで、企業誘致、ほんとにそういった方は要綱をきちっとつけていけば、そういった営業の方が企業を持ってきたと。投資が例えば10億、そして土地



が1ヘクタールで1億だったら、合わせてその方は一千二、三百万円いただけると  
いう、そういったことになるわけですがけれども、その辺については今後、もう市長、  
お答えの時間はないですからあれですけど、そういった（発言する者あり）あと  
2分ね、ほんなら。そういったお考えというのはどうかと。（発言する者あり）済  
みません、その辺の考え、よろしくをお願いします。

副議長（布施文子君） 村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、あと2分ですか、2分ね。現実的に、今、美祢市  
は、この4月に県の企業立地推進室に若手の優秀な職員を1名派遣しました。出向  
させました。なぜしたかという、生のフレッシュな情報を県の職員として動いて  
いるうちに早く手に入りますので、それをいち早く私の耳に入れてもらって、私が  
動けるところは動くということです。そのために今、送っています。

今の企業立地に係る推進員制度です。今県内では例がないけど、他県でやってい  
る事例があるということですが、かなりの報酬を支払っておるようです。ですから、  
それは税金をもってやっているということでしょう。それが現実的によろしいかど  
うかということも含めて、ただしアイデアはおもしろい。アイデアはおもしろい。  
報酬が目の前にぶら下がっていると人間は張り切るんですよ。公務員は成功報酬と  
いうのはありませんから、どんなにすばらしい成果を上げて、それに対する報酬  
はありません。だから、民間の方を、優秀な人材を雇って、成功報酬を与えること  
によって、汗をかいてもらうという方法は非常におもしろいけれども、それが他県  
ややっておられる例があるようですが、なじむかどうかということを含めて、ちょ  
っと検討させてください。おもしろいということだけは事実。

2番（岡山 隆君） ありがとうございます。

以上をもちまして最後の一般質問を終了いたします。皆様、大変にお疲れさまで  
した。ありがとうございます。

副議長（布施文子君） それでは、これにて通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時16分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年6月14日

美祢市議会議長 秋山 哲嗣

美祢市議会副議長 布施 文子

会議録署名議員 竹岡 昌治

" 高橋 榮真一